

# 第 50 回人権理事会公式文書(2)

房野 桂 訳

## 女性に対する暴力撤廃行動支援国連信託基金の活動 に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメント のための国連機関報告書(A/HRC/50/30-E/CN.6/2022/9)

### 事務総長メモ

#### 概要

事務総長はここに、女性の地位委員会と人権理事会に、総会決議 50/166 に従って準備された女性に対する暴力撤廃行動を支援する国連信託基金の活動に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連機関(国連ウィメン)の報告書をお伝えさせていただきます。

#### I. 序論

1. 女性に対する暴力を撤廃する行動を支援する国連信託基金は、女性と女兒に対する暴力を防止し、なくす努力を支援する世界的な、多面的助成金授与メカニズムである。これは、1996年に、決議 50/166 で総会によって設立され、国連システムを代表して、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)によって管理されている。信託基金は、女性と女兒に対する暴力に対処し、防止し、究極的には撤廃する複数年にわたるプロジェクトを支援するための資金をつくり、配布している。信託基金は、国の機関間プログラム諮問委員会を通して他の国連システムと密接に協力している。
2. 信託基金の長期的夢は、すべての女性と女兒があらゆる形態の暴力を受けずに暮らし、その人権を享受し、行使する世界的連帯の世界である。この夢は、国際人権・人道法、世界・地域・国内レベルで合意された規範と基準設定条約に沿うものである。信託基金の作業は、「持続可能な開発目標」、特に人身取引と性的搾取及びその他の形態の搾取を含め、公的・私的領域でのすべての女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する「目標 5.2」に貢献することを目的としている。
3. CSW66 と第 50 回人権理事会のために準備された本報告書は、信託基金とその 2021 年の助成金受領団体のインパクトと業績を描写している。
4. 年度中に信託基金は、総計 7,470 万ドルの助成金で、5 つの地域にわたって、68 か国と

領土で女性と女兒に対する暴力を防止し、対処することを目的とする 157 のプロジェクトの助成金目録を管理した。助成金受領団体は、主として市民社会団体で、大半(59%)は女性の権利団体であった。

5. 2021 年 12 月現在、信託基金への寄付者には、オーストラリア、オーストリア、カナダ、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イスラエル、カザフスタン、リヒテンシュタイン、オランダ、スウェーデン、スイス、トリニダード・トバゴ、英国、米国の各国政府が含まれていた。支援は、オーストラリア、オーストリア、ドイツ、**日本**、オランダ、スウェーデン、英国、米国の国連ウィメン国内委員会、欧州連合と国連との間のスポットライト・イニシアティブのパートナーシップ、Conscious Step、暴力のない未来、Mary Kay 財団、Mary Kay Inc.、Soko、平和協会国連ウィメン及び Wellspring 慈善財団を含めたパートナーズからも受領された。

6. 2021 年という年は、「北京宣言と行動綱領」の採択の直接的反応として、1996 年に創設された信託基金の 25 周年を記した。この間、信託基金は、1997 年の 36 から 2021 年の 157 にまで、毎年管理するプロジェクトの数を増加させて、女性と女兒に対する暴力を防止し、対処し、なくす総計 609 の最も有望で質の高いプロジェクトを支援してきた。

7. 信託基金の世界全体にわたる市民社会とのパートナーシップは、数年にわたってかなり増加しており、1997 年の総額 80 万ドルの管理された助成金から 2021 年には管理された助成金の目録で 7,200 万ドルにまで増加した。信託基金の幅広いアウトリーチは、市民社会団体からの 2,000 近くの応募があり、首尾一貫した年次需要によって説明されるように、国連システムのためのカギとなる地方と国内のパートナーを明らかにし、女性に対する暴力をなくすことに関して、生態系を特徴づける実践に基づく専門知識と知識を支援し高めることができるようにしている。

8. 女性に対する暴力をなくすことを専門にしている国連システム全体にわたる助成金機関として、信託基金は、相互の実施可能性の精神で集団的行動のために市民社会と加盟国からのパートナーをまとめる、国連システム全体にわたって、またそれを超えてパートナーシップを育成するためのメカニズムである。基金の作業は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を達成し、「持続可能な開発目標」を果たすための改善された調整に関する国連開発制度改革の公約に貢献している。

9. 世界中での自然災害と政治的動乱への対応を含め、コロナウイルス病(COVID-19)の危機中を含め、過去 25 年間の結果は、信託基金が依然として、女性と女兒に対する暴力を防止し、なくすために活動している助成金受領団体に適合し、対応するために、ユニークな立場に置かれていることを明確に示している。基金のユニークな経験は、2021 年から 2025 年までのその戦略的方向の土台を特徴づけてきた。

## II. 2021 年の状況

10. 女性と女兒に対する暴力は、依然として最も広がった人権侵害---その多くの形態の表れが危機の時期に一層悪化する長年の流行病である。2018年のデータ、つまり COVID-19 の流行のインパクトによる女性に対する暴力のあからさまな増加以前のデータに基づいている、世界保健機関が 2020 年に発表した女性と女兒に対する暴力の蔓延の数字は、世界中で 3 人に 1 人の女性が、親密なパートナーまたはパートナーではない者による身体的・性的暴力を受けていることを確認し、暴力の程度は依然として驚くほど高く、女性の権利における進歩は脆弱であることを示している。

11. 重複し、重なり合う危機が世界的に増加するにつれて、COVID-19 の影響によって鋭く例証されるように、急速に変化する状況が、女性と女兒が得た権利を脅かし、彼女たちに対する暴力の割合、厳しき、表れをさらに高める。2021 年に、COVID-19 は、女性の権利団体のみならず、女性と女兒にとって大きな課題となり続けた。COVID-19 が女性に対する暴力に与えるインパクトの国連ウィメンによる最近の多国間ジェンダー評価からの新たなデータは、革新的な遠隔方法論を用いて、カメルーン、ケニア、タイ及びウクライナでのそのような暴力の増加を確認し、さらなる評価が継続中である。さらに、COVID-19 の流行が始まって以来、国連ウィメンが発表したデータは、女性に対する暴力がどのように増加したかを示し、45%の女性が、二人に一人の比較的若い女性が暴力を経験している状態で、彼女たちまたは知り合いの女性が女性に対する一形態の暴力を経験していると報告した。紛争と気候関連の危機のように COVID-19 と同時に起こる世界的状況は、より多くの人々にインパクトを与え続け、女性と女兒に不相応な悪影響を及ぼすであろう。

12. そのような危機が女性に対する暴力に与えるインパクトは、驚くべきものであり、保守的な見積もりは、強制移動させられたまたは難民の女性の 5 人に一人が性暴力を経験していることを示している。2021 年に世界中で、市民社会団体は、危機と女性と女兒に対する暴力の相互に関連する増加に直面して、最初の対応者として行動し続けた。COVID-19 の危機から学んだ教訓は、サヴァイヴァーのために重要なサービスを維持し、重点が依然として女性と女兒に対する暴力をなくすことにあることを保障するその能力で、急速に変化する状況に対応して、市民社会団体と女性団体の適合性と強靱性を示している。

13. 上に述べたように、継続する同時発生の危機は、暴力のない生活を送る女性と女兒の権利に悪影響を及ぼしている。そのような危機には、紛争や戦争のように、自然災害と人為的災害の長期的結果が含まれる。信託基金の助成金受領団体は、2021 年を通して備えと対応制度でカギとなる役割を果たし、暴力のサヴァイヴァーとその職員双方の安全を保障するためにその活動を適合させてきた。しかし、危機の継続中の長引く性質のために極端な課題が残っている。例えば、2021 年 8 月に、ハイティは破壊的な地震に襲われ、大規模な破壊が起こり、信託基金の助成金受領団体 Initiative pour un developpement equitanle en Haiti の活動に悪影響を及ぼした。助成金受領団体からの適合と信託基金からの柔軟性

を通して、この団体は、暴力のサヴァイヴァーである 150 名の障害を持つ女性に食料のパッケージと衛生キットを配布できる緊急基金を開発した。アフガニスタンでは、「アフガン女性のための女性」の努力が、以前女性のために勝ち取った権利に関して厳しいバックラッシュに直面している。この団体の代表は、「女性の権利団体として、私たちが求めているのはすべての人間に資格のある基本的権利がアフガン女性に認められるべきであるということだけです」と述べた。

14. 状況の中で急速な変化を生む進展し、出現する危機に対する備えと対応を強化することは、依然として信託基金の作業とその適合能力と組織上の強靭性を促進するために女性金受領団体に提供される支援にとっての中心であろう。

### III. 2021-2025 年の戦略計画

15. 2021 年から 2025 年までの信託基金の戦略計画は、25 年の歴史にわたって学んだ結果と教訓、2020 年に終わった 5 年間のその以前の戦略計画の業績、並びに、協議プロセスを通して基金の「プログラム諮問委員会」を含めたカギとなるステイクホルダーによって明らかにされ、評価されたように、現在の状況と新たな問題の分析に基づいている。カギとなる国連機関間イニシャティヴと合同プログラムと女性と女兒に対する暴力をなくすことに関する国連ウィメンの作業に沿って、これらに直接的に貢献して、2021 年から 2025 年までの戦略計画とその意図した結果は、野心的であり、資金調達と制度的利用可能性に従っている。

16. 以前の戦略的サイクルの結果の分析は、信託基金受領団体が、ほとんどが女性と女兒である少なくとも 5,460 万人の人々に届いたことを示した。到達された人々には、変革の担い手、責務の担い手、権利保持者、プロジェクトの参加者、アウトリーチ活動の受け手のみならず、15 万人以上の暴力のサヴァイヴァーを含め、サービス、エンパワーメント活動、暴力からの保護を通して直接的に利益を受けた少なくとも 160 万人の女性と女兒が含まれた。

17. 2015 年から 2020 年までの前回の戦略計画のカギとなる結果とそれから学んだ教訓には、重なり合い、重複する形態の抑圧と差別を経験している女性と女兒のためのフェミニスト原則に根がある地方に基づいたサービスの緊急の必要性が含まれた。多くの助成金受領団体は、有害な行為に対処しようと努力したが、深く根付いた規範は、3 年間で変えるには依然として難しく、これがフェミニスト運動を強化する時間、核心となる柔軟な資金提供を説明することの重要性を強調している。

18. 信託基金の作業は、女性たちとサヴァイヴァーの働き、市民社会と女性の権利団体によって生み出される専門知識と知識、カギとなるステイクホルダーとのつながりを相互に可能にすることの重要性を認めて、女性と女兒に対する暴力をなくす女性の経験と市民社会の努力に導かれ、特徴づけられ続けるであろう。長期的で柔軟な資金的提供を通して、

信託基金は、より多くの市民社会と女性の権利団体が、プログラムの持続可能性と組織の強靭性に対する支援と相俟って、女性と女兒に対する暴力をなくす需要に導かれるイニシアティブを実施できるようにするであろう。

19. さらに、基金は、協働的・包摂的知識の生産、交換、学習を育成し、市民社会と女性の権利団体によって生み出された知識と女性と女兒に対する暴力をなくすことに関する実践に基づく学習が国連システムと鍵となるパートナーを特徴づける際にインパクトを強めてきたことを保障するよう努力するであろう。

20. 信託基金の戦略計画は、2022年から2025年までの国連ウィメンの戦略計画に沿っており、「持続可能な開発目標」、特に「目標5」の達成に向けて活動している。国連ウィメンの戦略計画への介入として、信託基金の戦略計画は、ジェンダーに基づく暴力をなくすことに関する世代間平等行動連合を含め、国連システム全体と市民社会パートナーとの女性に対する暴力をなくす調整努力を強化するための制度的とっかかり点である。

21. 信託基金は、(a)基本的で適切な多部門的サービスへの女性と女兒の改善されたアクセス、(b)行動、慣行、態度の変化を通じた女性と女兒に対する暴力の改善された防止、(c)法律・政策・国内行動計画・説明責任制度の高められた効果という3つの成果領域の下での介入に資金提供を継続するであろう。

22. 2021年から2025年までの戦略計画実施の一年目に、信託基金は、危機の時期中に女性に対する暴力をなくすことに重点を置いて、その25回目の応募の申し込みの呼びかけを開始した。周縁化された女性と女兒に対する暴力を防止し、なくすことに重点を置く部門間の取組を採用し、急速に変化する複雑な環境での組織上の強靭性とプログラム上の持続可能性に特別な注意を払って、提案の呼びかけは、COVID-19の流行が、女性の権利団体に与えるインパクトから学んだ教訓を統合している。

#### **IV. 危機に関連した暴力に対応する: COVID-19の危機から教訓を学ぶ**

21. 2021年から2025年までの戦略計画の実施の最初の年の間に、信託基金は、危機時に女性に対する暴力をなくすことに重点を置いて、25回目の応募の提案の呼びかけを開始した。周縁化された女性と女兒に対する暴力を防止し、なくすことに重点を置く重なり合う取り組みを採用し、急速に変化する複雑な環境における組織上の強靭性とプログラムの持続可能性に特別な注意を払って、提案の呼びかけは、COVID-19の流行が女性の権利団体に与えるインパクトから学んだ教訓を統合している。

#### **IV. 危機関連の暴力に対応する: COVID-19の危機から教訓を学ぶ**

23. 信託基金受領団体は、COVID-19が提起した課題の状況で、プロジェクトの提供を修正し、女性と女兒の暴力サヴァイヴァーを保護するために活動を適合させ続けた。学んだ教訓と適合の結果は、市民社会と女性の権利団体が、女性の女兒のための重要な資源であ

り続けるために、急速に変化する状況の中で、どのように対応しているかを示している。市民社会と女性の権利団体は、流行病のインパクトが継続する長引く危機と見なされる必要があり、貴重な教訓が学ばれたことがますます明らかであると報告した。この洞察は、信託基金の COVID-19 に対する対応を特徴づけてきた適合力、組織の強靱性、核心となる柔軟な資金提供を土台とする現在と今後の課題に対応する努力を特徴づけている。

24. 信託基金は、様々な危機に直面して、プロジェクトの適合性に関して関連する教訓を引き出すために、過去のプロジェクトを分析した。一般的見解と傾向の中には、以前の自然と人為的危機に適合でき、COVID-19 の対応にも反映され、これを特徴づけたことが浮上した。例えば、危機は、しばしば、女性と女兒に対する暴力の増加という結果となり、これがしばしば、例えば学校のようなサービスの閉鎖に繋がり、これが代わって、早期・強制結婚のような女性と女兒に対する性的及びその他の形態の暴力の危険の増加という結果となった。経済的困難、強制移動、社会的ずれのような危機のその他の結果も、女性と女兒に対する暴力の広がりにも影響を及ぼした。

25. 市民社会団体にとっては、危機はしばしば、資源が危機に対処するために向けられる結果として、女性に到達することが一層難しく、サービスに対する需要が増加することを意味する。プロジェクトの提供においても遅滞が経験されるかも知れず、団体は作業を行う家屋へのアクセスを失うこともあり、職員の安全保障と地方の実施パートナーの弱体化した制度的能力に与える否定的インパクトと闘わなければならないかも知れない。

26. 市民社会団体は、女性と女兒に直接的な救援と支援を提供するためにその活動を適合させたが、これがしばしば、女性の安全を保障するきっかけを提供した。COVID-19 の直接的対応の一部として学んだ教訓---例えば、携帯電話の提供、インターネットのアクセスとラップトップでの支援、仕事の計画の改訂及び急速評価を行うこと---すべてが、重要な経験の参考体に貢献し、これが 2021 年の信託基金の作業を特徴づけ、継続して頼りにされ続けるであろう。実際、この分析は、国連システムに時宜を得た情報を提供し、増加する暴力についての早期警告制度として役立った。

27. 信託基金受領団体は、サービスと支援が COVID-19 に対処することに向けられたために悪化した女性と女兒に対する暴力をなくすための持続可能で、構造的な、社会的支援の格差を埋める努力を再編成し続けた。

28. 信託基金受領団体は、女性と女兒に到達するための核心的技術の利用に方向転換すると言ったように急速に変化する状況に適合し続けた。しかし、助成金受領団体は、継続中の経済的インパクトが女性に悪影響を及ぼしていると報告し続け、感染を抑制するためのロックダウン措置に伴う女性に対する暴力、特に性暴力とジェンダーに基づく暴力の増加を述べた。例えば、スポットライト・イニシアティブの下で資金提供されたいるジンバブエの「若い女性開発機関」は、その実施パートナーである JASS(正義協会)南アフリカと共に、ロックダウン措置にもかかわらず、物理的作業もヴァーチャルの作業も行い続けたが、

流行病の直接的影響で職員に過重労働をさせる恐れがあったと報告した。その危険緩和戦略の一部として、助成金受領団体は、COVID-19 のプロトコルを見直し、その制度的継続計画を整備した。さらに、助成金受領団体は、地域社会のファシリテーターとワクチン計画にスマートフォンを提供することによりデジタル格差を埋めるために活動したが、これがこの年の第 2 四半期の初めに勢いを得て、助成金受領団体のプロトコルも形成した。

29. これら教訓は、2021 年から 2025 年までの戦略計画の信託基金の実施を伝えている。例えば、2021 年 11 月に開始されたその提案の呼びかけの中で、信託基金は、市民社会団体と女性の権利団体の組織的強靱性を保障し、急速に変化する状況で速やかに適合できるように、小さな団体のために 21%までの有事と核心となる資金提供予算線を制度化してきた。これには、一般的な活動のための資金とその他の直接経費並びに少額助成金を要求している小さな団体への追加の 7%の核心となる資金提供が含まれる。さらに、信託基金は、職員の身体的・精神的健康と福利の世話をする際に助成金受領団体を支援するために 5,000 ドルまで自己ケアと集団的ケアの予算線を増額し、拡大するであろう。

30. 大変に課題の多い状況にもかかわらず、助成金受領団体は、場合によっては、進展する状況の中で活動する革新的方法を考案して、この年度中にかなりの結果を達成した。助成金受領団体の適合性と介入は様々で、地方のニーズと状況に牽引された。しかし、柔軟性のある核心となる資金提供の重要性を含め、いくつかのテーマが出現した。信頼関係によって支えられる柔軟で速やかな対応の重要性に対する理解は、重要な市民社会団体、特に女性の権利団体が、COVID-19 の面前で生き延び適合できることを保障する手助けをした。COVID-19 に対応するスポットライト・イニシアティブの下での資金提供の適合性は、柔軟性の必要性の特に説得力のある例を提供した。

## V. 欧州連合と国連のスポットライト・イニシアティブ

31. 欧州連合と国連のスポットライト・イニシアティブとのパートナーシップで、イニシアティブの下で資金提供される信託基金のプロジェクトの実施は、女性の権利団体と自治的市民社会団体の強化と支援に重点を置いて、サハラ以南アフリカとラテンアメリカで継続した(スポットライト・イニシアティブ「変化の理論」の成果 6)。2030 年までに女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する欧州連合と国連との間の世界的な複数年にわたるパートナーシップは、サハラ以南アフリカの 15 か国---ブルンディ、カメルーン、チャド、コートジボワール、コンゴ民主共和国、エスワティニ、ガーナ、リベリア、マダガスカル、マラウイ、ナイジェリア、南アフリカ、ウガンダ、ザンビア及びジンバブエ---とラテンアメリカの 5 か国---アルゼンチン、エルサルヴァドル、グアテマラ、ホンデュラス及びメキシコ---の 1 国または多国間プロジェクトに資金提供した。これはサハラ以南アフリカとラテンアメリカの最初は総計 35 のプロジェクトに資金提供したが、今では、全てが、プロジェクト実施の中間点を超えた。

32. 信託基金は、危機対応のための制度的強化を進め、最も危険にさらされている周縁化

された女性と女兒に重点を置いて、女性に対する暴力をなくすための既存の介入に適合するためにスポットライト・イニシャティヴによって提供される資金でサハラ以南アフリカのさらに 20 の助成金受領団体も支援した。助成金受領団体は、必要に応じて革新し、しばしば最初の対応者として重要な役割を果たして、継続する危機に適合し続けるために、この基金を利用している。ソマリアでは、ある助成金受領団体(国際連帯財団)が、農山漁村地域社会に到達することにより、学校の閉鎖に続く女性性器切除と子ども結婚の程度の上昇に対応し、メッセージを放送するために車両と拡声器を借りることにより、ソーシャル・ディスタンスを維持した。

33. 助成金受領団体は、継続して、継続中の COVID-19 の流行中の状況に特化し課題に直面し続けている。助成金受領団体が流行病に組織的に、プログラムの的に適合する方法は、並行する危機時に、女性と女兒に対する暴力をなくすための今後の作業に重要な指標を提供する。例えば、助成金受領団体は、COVID-19 対応のための資金の注入が、助成金受領団体が、その遠隔作業モダリティを可能にすることにより、その組織上の強靱性を保障するためにも資金を向けつつ、食料、衛生用品、その他の緊急小包で権利保持者に到達する状態で、その危機対応を強化していたと報告した。

34. ジンバブエでは、女性に対する暴力に対処する女性運動の声を増幅するために、国際 NGO 海外任意サービスによって実施されているプロジェクトの「大きな声で」は、市民社会団体が、資金の動員イニシャティヴを促進する制度的能力を持つ際に、かなりの進歩を遂げた。このプロジェクトは、そのプログラムが、権利に基づくプログラム形成の取組を採用する必要性を強調して、権利、スペース、声、力のような、社会的説明責任のカギとなる要素を反映し維持することをいかに保障するかに関して 15 の市民社会団体に支援を提供した。このプロジェクトは、性暴力またはジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーであり、HIV/エイズと共に暮らしており、障害を持っている 900 名の女性と女兒に食料パックを提供することにより、COVID-19 が提起した特別な課題にも対処し続けた。社会保護計画にアクセスできず、暴力の高い危険にさらされている障害を持つ女性と女兒にとって、状況はさらに悪いものであった。食料パックは、否定的な対処メカニズムを減らし、持続可能な生計で女性と女兒をエンパワーする必要性を強調した。

35. 2021 年に、エチオピアに拠点を置くパートナー、女性主導の団体である女性の保護区開発協会と協働で活動している Ethiopiaid は、182 名の暴力サヴァイヴァーに、安全な家と専門の支援サービスを提供した。すべてのサヴァイヴァーが、初めて安全な家に入ってから福利の改善を報告し、150 名の安全な家の居住者が、地域社会に再統合することができた。ジェンダーに基づく暴力をなくすことに関する能力開発訓練が、242 名の教育専門家に提供されたが、彼らは、女性と女兒に対する暴力が疑われる事件を今では自信を持って照会できると感じていると報告した。さらに 57 件の刑事事件が続いたが、5 件は加害者に対して懲役刑という結果となり、47 件は、継続して裁判を受けた。COVID-19 の流行に対応して、



このプロジェクトは、地域社会の 30 の低所得の母子家庭とかなりの所得の課題に直面している 35 名の以前の安全な家の居住者に食料と個人的な保護装備を提供した。女性の保護区開発協会の総計 60 名の職員は、COVID-19 にもかかわらず、安全に仕事を継続でき、女性と女兒に対する暴力のサヴァイヴァーへの支援とアウトリーチを維持しつつ、組織上の強靱性と流行病に対する持続可能な対応を強化した。

36. 全面的に、助成金受領団体は、女性と女兒に対する暴力の急激な上昇を報告し続けている。ドメスティック・ヴァイオレンスの上昇する割合は、ロックダウンの状況で報告され続けており、一方、学校の閉鎖は、女性性器切除、10 代の妊娠、子ども結婚の上昇する割合に繋がった。周縁化された集団の女性と女兒は、継続して特に厳しい悪影響を受け続けている。例えば、ジンバブエのある助成金受領団体(家族エイズ・ケア信託)は、ロックダウンが、自己識別の性労働者が通常働いているバーやパブが閉まっているために、私的な場所に向かわざるを得ないので、彼女たちの暴力に対する脆弱性をひどく悪化させたと報告した。

37. 助成金受領団体は、自然災害を含め、同時に起こる危機に直面しても適合してきた。例えば、ホンデュラスのいくつかの地域社会で、プロジェクトにかかわっている女性は、中米にわたって洪水と地すべりを引き起こしたいくつものハリケーンによって直接的に悪影響を受けた。その結果、助成金受領団体は、食料パッケージや衛生キットのような緊急事態支援を提供して、危機対応にプロジェクト資金を再方向付けしなければならなかった。

38. 助成金受領団体は、非常に予見できない活動状況で、プロジェクトの進歩を維持するために適合し続けた。ほとんどすべての助成金受領団体が、あるものは複数回にわたって、流行病に対応して、そのプロジェクトを修正するよう要請した。カメルーンでは、子ども保護教育協会は、女性と女兒に対する暴力と COVID-19 についての意識を啓発する際に、5 つの草の根の女性の権利団体と協会にかかわった。タブレットと発電機の購入は、情報とカギとなるメッセージの継続する普及を保障するプロジェクトの能力を改善した。COVID-19 と女性と女兒に対する暴力との間の重なり合いに対する対応を改善するために、女性の権利団体と政府の省庁と 5 つのパートナーシップが形成された。保健ワーカーを含めた総計 50 名の第一の対応者が、心理的支援の訓練を受け、これによって移動制限の悪影響を受けた地域社会への支援を改善する手助けをした。

## VI. 業績

39. 2021 年に、女性金受領団体が、まだ COVID-19 の長期的危機に対応している間に、いくつかは、重複する危機とも闘っており、女性に対する暴力と対応努力に与えるインパクトを複雑化している。団体が第一の対応者としてのその重要な役割を維持することができることを保障するために、信託基金は、2021 年から 2025 年の戦略計画の礎である組織の強靱性を築くことに投資した。

40. 3 か国語での 9 つのテーマ別ウェビナーを通して、857 名の参加者に届いた能力開発活動を通して、助成金受領団体は、データ収集、監視、倫理、安全性、報告のようなトピックをカバーする訓練を受けたが、情報の利用と保持は 2022 年初めに評価される。さらに、信託基金は、性的搾取と虐待の防止、詐欺に対する意識啓発及びプロジェクト管理に関する e 学習コースを提供した。訓練への参加は、2021 年に助成金を授与された団体の 95% からの参加があり、基金が要求したよりも 48% 高かった。

41. 2021 年から 2025 年までの信託基金の戦略計画は、重なり合う取り組みと誰も取り残さないという原則に重点を置きつつ、最も周縁化されている女性と女兒及び重なり合う形態の差別を経験している者に届くプロジェクトを優先している。戦略計画の全過程にわたって、信託基金は、最も周縁化された集団を代表する団体がサヴァイヴァーを中心とした需要に牽引されるイニシアティブを提供する際に、中心的役割を果たすことができるようにするであろう。この年の危機は、幅広い状況で、女性と女兒に対する暴力の広がりによる悪影響を与えたが、団体の中には不相応に否定的影響を受けたところもあり、特別な危険にさらされている女性と女兒のニーズに応える際に、フェミニストの原則に根がある地方を基盤としたサービスが果たす重要な役割を再び強調した。信託基金助成金受領団体は、その努力が最も危険にさらされている女性と女兒に届くことを保障するために、大きな手段を取った。例えば、ジンバブエでは、「若い女性開発機関」が、障害を持つ女性のために安全なシェルターを創設するために、「聾啞女性包摂」とのパートナーシップを促進した。やはりジンバブエで、「海外任意サービス」が、食料パックで 900 名の女性と女兒を支援し、得に、HIV/エイズと共に暮らしていたり、障害を持っていたりする暴力のサヴァイヴァーである女性と女兒に届いた。パレスチナ国では、女性問題技術委員会が、特に難民と国内避難民の女性と女兒に重点を置いて、地域社会の安全と意識啓発で、100 名の地域社会の警察官を訓練した。

42. さらに、2021 年に、「慣行から学ぶ」と題する防止シリーズの一部として(下記セクション VIII を参照)、信託基金は、女性と女兒に対する暴力を防止する重なり合う取り組みを探求する説明書を発表した。この説明書は、重なり合うアイデンティティのために暴力の危険にさらされている女性の多様な集団を明らかにし、女性に対する暴力の防止に関するパートナーシップに基づくプロジェクトを考案することにより、この問題に対処することを求めた。

#### **A. 女性と女兒に対する暴力を防止する**

43. 防止は継続して助成金受領団体の作業の主要な側面であり、しばしばサービス提供の改善または政策の実施とつながっている。実際、資金提供されるプロジェクトの約 66% が、防止の構成要素を有している。

44. 2020 年に信託基金によって委嘱されたメタ分析で、防止プロジェクトは、対処する暴力の形態または場面にかかわらず、効果的に良好な態度と信念を推進し、女性に対する

暴力をなくすことについての意識を啓発し、認識を行動にいかに変えるかに関して重要な教訓を提供することが分かった。防止プロジェクトの成功する成果に影響をあたえる要因には以下が含まれる：地域社会のファシリテーターと地域社会のメンバーの技術への投資、男性と男児の関り、状況に合わせた介入、サヴァイヴァーを中心としたプロジェクトの立案、行動に対する障害に対処するプロジェクト中途の適合、行動変容のための初歩からの明確な目標を持って立案されるジェンダー変革的取り組み。

45. 女性と女兒に対する暴力を防止する際に、市民社会団体、特に女性の権利団体が果たすユニークな役割を増幅するために、信託基金は、70 の女性金受領団体と研究者との共同で、「慣行から学ぶ」と題する一連の知識説明書を共同で作成した。参加者の実践に基づく知識は、女性と女兒に対する暴力をなくす分野で、比較的未開発の一連の分野---地域社会の動員、宗教と伝統行為者との関り、重なり合う取り組みの探求、行動変容のための訓練の提供、抵抗とバックラッシュの管理、プログラム形成への適合のような---に重要な洞察を提供した。集団的に、この実践に基づく知識は、リソースとしての女性の権利団体の洞察力と専門知識、女性と女兒に対する暴力をなくすことに関するプログラム形成、資金提供、政策決定を特徴づけ、改善する可能性を高める。それぞれの説明書は、実践家、ドナー、研究者のためにカギとなる勧告、並びに COVID-19 流行中にそれぞれのテーマ内で必要とされる特別な課題と適合への洞察力も提供する。

46. 助成金受領団体が経験したその他の状況の変化のみならず、COVID-19 によって生み出された継続中の課題にもかかわらず、団体は、2021 年中に防止の分野で、かなりの結果を達成した。

47. 障害を持つ女性が、その地域社会の指導者となり政策変更を要求する能力をプロジェクトは、ハイティの Initiative pour un developpement equitable によって実施され、2021 年にハイティを襲った地震に続いて、障害を持つ女性と女兒の直接的ニーズに積極的に関わり、対応した。このプロジェクトは、信託基金の支援を得て対応し、90 名の女性に個人と団体の医療・心理支援を提供し、取り残される危険に最もさらされている人々に届くため移動診療所を設立することができた。総計 119 名の障害を持つ女性がプロジェクト活動を通して到達され、ジェンダーに基づく暴力と障害との重なり合いに対する理解に関する訓練を受けた。参加者たちは、差別とジェンダーに基づく暴力をよりよく明らかにすることができ、彼女たちを保護できる様々な機関についての良好な知識を得、ジェンダーと障害に関する有害な慣行に気付くことができ、助けを求めジェンダーに基づく暴力事件を通報する可能性が高まったと述べた。助成金受領団体は、国際女性の日に、そのパートナーである Association pour la promotion de la famille hitienne によって提供された意識啓発セミナーを通して 5,000 名以上の人々に届いた。

48. セルビアでは、女性主導の Fenomena 協会が、被害者を責めることを含め、有害な態度を変え、行動を変容するために、ジェンダーに基づく暴力について女性、若い人々、ジ

ジャーナリスト、教育機関及び一般大衆を教育する証明された革新的な教育・キャンペーン法を用いている。これは、暴力のサヴァイヴァーにヘルプラインに電話をかけ、必要なサービスにアクセスするよう奨励もしている。COVID-19 のかなりのインパクトにもかかわらず、このプロジェクトは年内に進歩を遂げた。例えば、流行病は、「暴力反対女性ネットワーク」と共に運営されている専門のヘルプラインによって登録された通話の 25% の増加に繋がった。助成金受領団体は、数名のロマ人女兒を含め、総計 73 名の女兒に届く、4 つのパートナーとの 8 つのワークショップも行い、その後参加者たちは、自信と安心感の増加を報告した。

49. 信託基金の少額助成金に支えられて、インドネシアの女性主導の団体 Organisasi Harapan Nusantara(OHANA)は、ジョグジャカルタ市の 5 つの地区で障害を持つ女性と女兒に対する暴力を防止するプロジェクトを実施している。報告期間中に、助成金受領団体は、移動女性を含めた 31 名の障害を持つ女性にジェンダーに基づく暴力への対処と虐待と暴力の通報の仕方に関して地域社会を基盤とした訓練を提供した。訓練の終わりに、25 名の参加者は、エンパワーされたと感じ、自分の権利とジェンダーに基づく暴力とトラウマの癒しについてよりよく理解したと述べた。このプロジェクトは、障害を持つ女性と女兒との協力に関して、5 名のサービス提供者と支援職員も訓練した。つまり、5 名の法律担当官、20 名の社会・福祉ワーカー及び 33 名の保健専門家が、暴力のサヴァイヴァーである障害を持つ女性と協力するための標準的活動手続きについての高い知識を得た。COVID-19 によって必要となった適合には、女性と女兒に対する暴力を防止し、なくすことに関する地域社会のためのオンラインのワークショップ・モジュールとプロジェクト調整のためのハイブリッド会議の開発が含まれた。

## **B. 多部門的サービスへのアクセスを改善する**

50. この活動の柱の下で、信託基金は、専門の支援サービスへのアクセスを改善し、女性と女兒の暴力のサヴァイヴァーと危険にさらされている者のためのサービスの提供を改善するためのプロジェクトを支援している。女性の権利団体は、助成金受領団体が前回の戦略的計画期間中にそのような専門家のサービスを通じた支援を 158,736 名の女性と女兒に提供する状態で、多部門的調整において、基本的役割を果たした。そのようなサービスには、長期的心理カウンセリング、医療ケア、ジェルター、ヘルプラインと法的援助が含まれた。フェミニストの原則に根がある地方を基盤としたサービスの緊急の必要性は、障害を持って暮らしている女性と女兒、都会と農山漁村地域で貧困の中で暮らしている者、国内避難民ちと難民の女性、先住民族女性、宗教的・民族的マイノリティの女性を含め、重なり合い、重複する形態の抑圧と差別を経験している女性と女兒の集団に関連して、特に明らかである。

51. 最初の対応者として女性の権利団体が果たす役割である基本的で適切なサービスへの女性のアクセスを保障することは、サービスがそれる時に生み出される格差を埋める

ために団体が介入するので、COVID-19中にこれまで以上に重要であることが分かった。プロジェクトの実施における柔軟性は、助成金受領団体が、より多くの女性と女児の暴力のサヴァイヴァーと危険にさらされている者に到達することを可能にした。

52. ヴェトナムでは、ハガル・インターナショナルが、人身取引の女性と女児のサヴァイヴァー、先住民族、民族的マイノリティ、障害を持つ女性と女児に特に重点を置くプロジェクトを実施している。報告期間中に、ドメスティック・ヴァイオレンスの69の事件を含め、ジェンダーに基づく暴力の70の事件のサヴァイヴァーの全員が当局、特に警察と地方の指導者によって安全に保護され、ハガルによって法的サービス、保健サービス、生計サービス、心理サービスを提供された。緊急対応チームは、プロジェクトのおかげで、多部門のサービスにアクセスした70の暴力事件のサヴァイヴァーを支援するために360の訪問を行った。さらに、1,400名の人々が、女性と女児に対する暴力の防止に関する通信キャンペーンに直接参加した。総計60名の村の指導者と4つのコミュニティの女性連合が、心理的応急手当、サヴァイヴァーのための初期手当、ジェンダー平等と自意識の訓練を受けた。同輩グループ設立の結果として、同輩グループのメンバーである32名の女性の暴力サヴァイヴァーが、カウンセリングを受け、国の立法、ジェンダー平等、人権、トラウマがサヴァイヴァーと子どもに与える影響及び事業計画を含めた領域で訓練された。女性に対する暴力をなくし、ジェンダーに基づく暴力を経験している人々を支援す介入の質を改善する当局のコミットメントの増加の点で、州や地区や共同体や村のレベルの160名の職員(女性112名、男性48名)が、プロジェクト管理と監督、事例管理、トラウマを心得たケア、グループの管理技術に関する知識を提供された。

53. ウクライナのクラブ・エネイによって実施されているプロジェクトは、「新しい安全性のゴールを開始している女性たち」と呼ばれる証拠に基づく介入に適合し実施している。危険にさらされている女性たちの基本的で、安全で、適切なサービスへのアクセスを改善するためにも活動しており、地域社会において、ジェンダーに基づく暴力についての意識を啓発している。報告期間中に、クラブ・エネイは、麻薬の使用者であり、性労働者を自認しており、HIVと共に暮らしている女性であり、国内避難民である211名の女性に到達した。到達された者の中で、68名の女性が追加のサービスに繋がり、12名の女性がシェルターにアクセスした。3か月後に行われたフォローアップ・セッションで、参加者の79%が、繰り返される虐待の減少、異なった型の虐待に対する理解、暴力に対する寛容度の減少を報告した。助成金受領団体のネットワーク造りとアドヴォカシーのおかげで、今ではポルタヴァに、麻薬を使用している女性を受け入れる地方のシェルターがある。

54. Fundacion para la promocion de la economia social y cooperative によってアルゼンチンで実施されているプロジェクトは、親密なパートナーからの暴力のサヴァイヴァーである女性が司法とサービスにアクセスするよう支援しエンパワーするために活動している。2021年中に、助成金受領団体は、COVID-19の流行に対応して、いくつか適合をしなければならなかった。しかし、いくつかのプロジェクトの目標を果たした。対象となる近隣

での女性指導者のためのカウンセラー訓練は、女性の権利のカウンセラーとして、ジェンダーに基づく暴力を経験している他の女性を支援するために、訓練のために34名の女性が登録する状態で始まり、26名が訓練証明書を受領した。カウンセラーに相談した人たちは、受けたサービスに満足していると報告した。訓練プロセスに参加した女性たちは、自分の権利についてのツールと知識を開発し、カウンセラーに支援を提供し、プロセスで彼らに付き添うために形成されたネットワークが自尊心、自信、安心と効果を高める手助けをしたと報告した。近隣のカウンセラーは、253件の暴力事件の女性サヴァイヴァー/被害者に支援を提供したと報告した。

### C. 法律と政策の実施を育成する

55. 信託基金のメタ分析(2020年)で、政策策定者との関り戦略がよく計画され、重点を置いたものならば、プロジェクトは制度的対応を強化する可能性がより高いことが分かった。多くの助成金受領団体は、女性の権利団体が、同時に起こる危機のみならず、危機の対応企画、特にCOVID-19の対応に含まれていることを保障する際に課題に直面すると報告した。2021年から2025年までの信託基金の戦略計画の実施の下で、助成金受領団体は、国際規範と基準の国内法と政策への統合の実施とそのためアドヴォカシーを育成し続けている。

56. パレスチナ国では、女性問題技術委員会が、主として強制移動させられたまたはその危険にさらされている女性と女兒のために、司法へのアクセスに重点を置いて、西岸のC地区でプロジェクトを実施している。2021年中に、実施されたプロジェクト活動には、警察訓練活動が含まれ、これは、参加者たちに良好なインパクトを与え、さらに多くの警察官のためにそのような訓練の需要を高めた。特にメディアとキャンペーンの点でのジェンダー正義イニシャティヴは、女性と女兒に対する暴力をめぐる女性と女兒の知識を高める手助けをし、事件の良好な判決の増加に繋がり、地域社会の女性によるさらなる参画に繋がった。女性と女兒に対する暴力のサヴァイヴァーに対して司法を行う者の対応の改善は、例えば、裁判官の訓練(9月までに10名の裁判官が10の訓練セッションに参加した)、裁判所行政官(10名の行政官が8つのセッションに参加)及び警察(100名の警官が、難民と国内避難民の女性と女兒に重点を置いた地域社会の安全と意識啓発プログラムに参加した)を通して奨励された。

57. 女性の権利団体である「ステュワード・ウィメン」が実施しているプロジェクトは、Jondoruと南スーダンの国内避難民のRubkona-Bentiuキャンプのレイプと早期結婚のサヴァイヴァーをエンパワーすることを目的としている。2021年中に、1,223名のプロジェクトのカギとなるステイクホルダーが、地方自治体と地域社会の指導者とサヴァイヴァーを含め、JondoruでもRubkonaでも到達された。このプロジェクトは、レイプと子ども/早期結婚に関して政府の政策を特徴づけるために当局と協力し、特に南スーダン法改革委員会は、婚姻内レイプに関する刑法のセクション247(3)の見直しの一部として、なぜ婚姻

内レイプが犯罪と考えられるべきかについて立場文書を作成するよう「ステュワード・ウイメン」に要請してきた。助成金受領団体は、知識を強化し、レイプと子ども/早期結婚に対する意識を強化するために地域社会指導者との政策対話も開催し、地域社会の指導者たちは、レイプと早期結婚が、Jondoru での深刻な問題であることを認めた。政策対話は、137名の地域社会指導者に届いたが、彼ら是对話に積極的に参加した。さらに、2021年中に、75名の女性サヴァイヴァーが緊急事態尊厳キットを受領し、25名のサヴァイヴァーが医療支援を受け、48名が事業スキルの訓練を受け、50名のサヴァイヴァーが、生計支援を受けた。

58. アルメニアでは、女性リソース・センターが、性暴力が特に広がっているアルメニアの首都エレヴァンと3つの地域で、性暴力とジェンダーに基づく暴力に関して、国家行為者と非国家行為者の差別的な話、態度、行為を変えるために活動している。女性リソース・センターは、国立社会活動機関のためのコースを組織するために、労働・社会問題省と協力している。ジェンダーに配慮した社会活動とドメスティック・ヴァイオレンスのサヴァイヴァー/被害者との協力に関するコースが、今や教育プログラムの必須の部分となるであろう。助成金受領団体は、現在、職場でのセクハラに関して、アルメニア労働法の改正のための勧告とも取り組んでいる。COVID-19の課題、戦後の問題、性暴力とジェンダーに基づく暴力の増加にもかかわらず、女性リソース・センターは、女性と女兒の暴力のサヴァイヴァーによりよいサービスを提供することができている。例えば94名の女性と女兒の暴力のサヴァイヴァーが、プロジェクトによって開発された安全なスペースを通して、到達され、10名のサヴァイヴァーが、長期的心理支援に応募した。

## VII. 知識と学習

59. 2021年から2025年までの信託基金の戦略計画には、女性と女兒に対する暴力をなくすための世界的なアジェンダ設定を特徴づける実践家に基づく知識と証拠を高める公約が含まれている。次の5年間にわたって、信託基金は、市民社会と女性の権利団体と外部の研究者と協働で生み出した知識への投資を優先させるであろう。実践家に基づく知識が、女性に対する暴力をなくすことに関する生態系を特徴づけることを保障するために、信託基金によって促進される包摂的な知識の交換に、高い優先順位が与えられている。信託基金は、ドナーと実践家と研究者が女性と女兒に対する暴力をなくすという共通の目標に向かってより効果的に協力することができるように、多言語でのオンラインの知識交換と協働のプラットフォームも開発した。従って、スポットライト・イニシャティヴとの協働で、信託基金は、50か国語以上で防止の知識説明書に関して協議会を開催し、このシリーズからの実践に基づく知識をよりダイナミックにするために、最初はその助成金受領団体のためにこのプラットフォームを作った。2022年に、プラットフォームは、女性に対する暴力をなくすことに関するより幅広い生態系内に、ドナーと研究者のようなより多くのステイクホルダーを含めるために、開始されるであろう。

60. これら目標への貢献として、信託基金は、助成金受領団体が同じ国のその他の助成金受領団体と経験や知識を分かち合い、助成金受領団体の間と国連ウイメンの国別事務所との間の協働の機会を探求するために、2021年に、9か国からの少なくとも37の助成金受領団体と8つのヴァーチャルの知識交換行事を促進した。

## VIII. 防止シリーズ

61. 実践に基づく知識を高めるというそのコミットメントの一部として、信託基金は、70の助成金受領団体と外部の研究者との協働で作成されることになっている「実践からの学習」に関する10の文書からなる防止シリーズを委嘱した。シリーズの中のそれぞれの文書は、異なった国々と状況で信託基金によって資金提供される防止プロジェクトを実施している10の市民社会団体の監視・評価報告書に基づいている。結果は、女性と女兒に対する暴力を防止する10のカギとなる方法を明らかにした。それぞれのテーマは、10の助成金受領団体との会話で探求され、2021年7月に始まり2022年に及んで随時発表される一つのテーマごとに1つの詳しい報告書という結果となった。2021年12月現在、8つの報告書が信託基金のウェブサイトで開催された。発表された報告書の抜粋からの結果は、下記の通りである。

62. 地域社会の動員は、幅広い行為者が関り、地域社会全体で暴力を減らすことができるが、その効果は実施と状況に重くかかっている。介入は、文化的に関連性があり、適切で、地域社会内及び全体にわたる優先事項とニーズに向けたものである必要がある。この例は、“SASA!”の方法論を用いる「声を上げる」の経験であり、これは、資料を地方の言語に翻訳し、公開前に地域社会でこれを試すことの重要性を示した。さらに介入は、社会経済的状況と動機を反映しなければならない。例えば、ニカラグアのMADREは、地方の女性農業者に、種苗を与え、従ってさらなる食料の安全保障を与えるにより、女性の経済的自立と意思決定能力を高めることができ、一方インドのブレイクスルー・トラストは、若いヴォランティアに、その雇用機会を高める身元保証人を提供した。地域社会の団体との関りがカギであり、関係づくりが必要であるが、これには時間がかかり、信用と相互の尊重が必要である。説明書は、研究者(例えば、制度的レベルで、地域社会の動員がいかに変革を育成できるかに関する調査を行う)のみならず、ドナー(例えば、長期の柔軟な資金提供サイクルを確保するまたは学問の文化を育成する)に勧告も提供した。

63. 宗教的・伝統的行為者は、女性に対する暴力の防止を支援し、可能にする信念、規範、慣行を推進する際に重要であるとしてますます認められている。市民社会団体は、これら行為者と関わるためにユニークな立場に置かれており、何年にもわたって、様々な方法でこれを行ってきた。例えば、リベリアでは、聖公会救援開発が、早くから高僧の宗教指導者と関わり、これが女性と女兒に対する暴力をなくすための後の介入活動と正規の制度的支援において、草の根の宗教指導者の間の高い割合の取り込みという結果となった。ネパールでは、「休みなき開発」が、暴力を防止する方法として、有害な月経慣行(月経タブー)



をめぐる神聖化から有害な慣行を切り離すために、その根本原因に関して宗教指導者や地域社会との対話を公開した。

64. 女性と女兒に対する暴力を防止する重なり合う取り組みも効果的であることが分かり、説明書はこれらがどのようにダイナミックに重なり合うのかを理解するために、重複する形態の差別に直面している女性と女兒の特別な集団を明らかにする必要性に光を当てた。例えば、モルドヴァでは、ヘルプエイジが、女性と女兒に対する暴力を防止するためのほとんどのサーヴィスが、高齢女性のニーズと彼女たちが家庭で経験している暴力に気づいておらず、従って彼女たちを無視していることに気付いた。市民社会団体は、特別な集団の明確化とプロジェクトのデザインの開発のみならず、プロジェクト実施中の防止への女性の参画の価値を強調した。グアテマラで、自らを明らかにした性労働者と協力している Fundacio Sida i Societat は、女性たち自身から彼女たちのニーズと優先事項が何であるかを学び、それから移動する自らを明らかにした性労働者との重点グループを定期的に行うことにより、そのプログラムのデザインを適合させた。最後に、市民社会団体も、現在の制度と力関係が重なり合うやり方で周縁化したり、危険にさらしたりしている者たちの経験を変化の牽引の中心に据えることにより、重なり合う慣行をさらに深める必要性も強調した。

65. 女性に対する暴力防止に関する立案の段階は、極めて重要で、複雑で参加型であることが必要であり、訓練を立案することは、このプログラムのほとんどの重要な構成要素である。訓練は、介入が破壊しようとしているものを権力力学が再生しないことを保障することにより、軌道を捨て去るのみならず、学習を支援する必要がある。例えばインドの Brteakthrough 信託は、理論的知識を状況に関連した学習につなげる戦略として、ビデオを基盤とした物語で青年の社会変革活動家を訓練した。訓練には、プロジェクトのシステムで、幅広いステイクホルダーをかかわらせることも必要である。

66. 異なったレベル---政治的・経済的・社会的・心理的---で女性と女兒をエンパワーすることがカギである。女性と女兒に対する暴力を防止する介入で社会的エンパワーメントを実施するためにしばしば用いられる戦略は、地域社会の促進者を募集することであり、これは時間をかけて女性の働きを効果的に変えることができる。イラクのクルド人地域の自由ヤジディ財団は、女性の地域社会促進者としての意思作用感としてそのプロジェクトを適合させ、介入活動の所有権が時が経つにつれて育った。ネパールでは「物語の台所」が物語ワークショップ「勇敢なスペース」を開催し、ここで、地域社会の促進者が、内戦のその他の女性サヴァイヴァーに面接することによって、変革の担い手となり、自分の尊厳と自分の物語を取り戻すチャンスを彼女たちに与えた。

67. 思春期の若者に重点を置いた介入は、暴力防止プログラム形成を特徴づけるために女兒自身の安心感に入り込むことの重要性を示している。そのほとんどが、既存の公的・私的スペースは女兒にとっては危険に感じるかも知れないことを認め、そういったスペース

を矯正するために活動しつつ、女兒のみの安全なスペースを持つという二又の道に取り組んだ。従って、プログラムは、思春期の女兒をめぐって変革の担い手を動員するものとしてそのような戦術を通して思春期の若者の多様なニーズに合わせる必要がある。例えば、南アフリカの草の根サッカーは、女兒の間の HIV と暴力の防止のための促進者であり、指導者としてサッカーのコーチを訓練した。

## IX. 前進の道

68. 過去 25 年にわたって、特に報告期間中に、信託基金とその助成金受領団体の経験は、強靭性、柔軟性、協働的関りにますます重点を置くことの重要性を示してきた。その重点は、2021 年から 2025 年までの信託基金の戦略計画の実施を通して、これからの期間に、女性と女兒に対する暴力をなくす努力のために強力な証拠に基づく土台を提供している。COVID-19 の危機から学んだ教訓は、同時に起こる危機が女性と女兒に対する暴力をなくす今後の作業のための状況をどのように形成し、市民社会と女性団体が得た実践に基づく知識がこれら課題に対処するための貴重な資源であることを強調している。交流、協働、状況が牽引する取り組みの共有が、信託基金のユニークな人々を呼び集める役割である。女性と女兒に対する暴力の規模とインパクトについての近年のさらなる世界的認識は歓迎され、どのようにそれに対処でき、根絶できるかに関する増加した知識は貴重である。しかし、この知識という富が、女性と女兒の生活に真の変化を起こし続けることができるように、資金提供が仕事の規模にマッチすることを保障することが、依然として重要な機能であり、信託基金が、力強く追求し続ける機能である。

## 農業部門での人身取引: 人権の相当の義務と持続可能な開発 (A/HRC/50/33)

### 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者

#### Slobhan Mullally の報告書

##### 概要

人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者 Sinbhan Mullally の本報告書は、人権理事会決議 44/4 に従って準備された。

程度の高い非正規性、監督と保護の欠如を特徴として、人身取引は依然として農業部門内の深刻な問題であり、成人にも子どもにも悪影響を及ぼしている。臨時労働者、季節労働者、移動労働者は限られた保護しか与えられず、搾取の危険にさらされたままである。人種・民族性・移動の地位・ジェンダー・障害を根拠とする差別が、刑事責任を免除されて人身取引が起こる条件を生み出している。農業労働者に対する需要にもかかわらず、制

限的な移動政策が根強く続いている。コロナウィルス病(COVID-19)の流行で、農業労働者は「基本的」と指定されることになったが、これが労働者保護の改善または安全な移動方法の拡大にはつながらなかった。子ども労働は、人身取引の継続するかなりの危険が男児にも女児にも悪影響を及ぼしている状態で、農業部門で依然として広がっている。農業事業と企業の力の成長が、急速な気候変動と相俟って、人身取引の危険をさらに悪化させてきた。農業、そしてとくに集約農業は、気候変動に否定的に寄与し、人身取引、環境悪化、生物多様性の喪失、気候危機の間のより幅広いつながりを反映している。特に女性と女児に悪影響を及ぼす土地の不平等は、強制労働のための人身取引を含め、搾取のカギとなる牽引力である。植民地主義、紛争、家父長的家庭と国家構造、人種差別の遺産に関連して、土地の不平等は、大規模産業の農業モデルの成長と国際人権法と労働基準の限られた施行によってさらに悪化する。本報告書は、特に強制労働の目的での農業部門の人身取引の継続する広がり調べている。報告書の中で、特別報告者は、持続可能な開発目標を達成するために、農業部門内での人身取引と闘う必須の人権と環境の相当の注意義務措置の重要性に光を当てている。

## I. 序論

1. 農業部門は、世界的に総労働力の推定 28%を雇用しており、低所得国の労働力の推定 60%を雇用している。例外主義の慣行が依然として農業部門内に広がっており、労働者の結社と団体交渉の自由への権利、並びに労働権の尊重を制限している。農業部門は、搾取の危険を高めて、高い程度 of 非正規雇用を特徴としている。農業労働者のさらなる保護を提唱している人権擁護者、労働者協会と委員会、NGO 及び労働組合は、限られた支援しか受けておらず、頻繁に報復の標的となっている。特別報告者 Siobhan Mullally は、農業労働者がしばしば厳しい社会経済的不利な条件、強制労働、所得の不安定、基本サービスへのアクセスの欠如に直面していることを認めて、正当で良好な労働条件への権利に関する経済的・社会的・文化的権利委員会の一般コメント第 23 号(2016 年)を想起している。人種・民族性・ジェンダーを根拠とした差別の重なり合いが、農業部門の人身取引の経験において鋭い安心感になり、国家及び非国家行為者による平等な法の保護からしばしば周縁化される先住民族、難民、無国籍者、移動者、マイノリティに悪影響を及ぼしている。

## II. 重なり合う差別

2. 農業の強制労働のための人身取引を含め、強制労働の発生は、「指定の」カーストと部族、先住民族、マイノリティ、アフリカ系の人々及び出自が奴隷である人々に対する組織的差別に関連している。労働者とその家族の移動の状態を根拠とした差別は、人身取引が起こる脆弱な状況を生み出す。アジェンダの画期的事件 Brazil Verde 労働者対ブラジル事件で米州人権裁判所は、差別禁止の違反を発見し、労働者の保護を確保できないことは、ブラジル北部及び北東部の農園の労働者にとって従うのが正常であるのかも知れない条件

の視点に関連していると結論付けた。その視点は差別的であることが分かり、当局の行動に特にインパクトを与え、人身取引を防止するために課される制裁と相当の注意義務の行使の可能性を制限することが分かった。ブラジルの特に農山漁村地域の奴隷制度の現象の歴史的進展は、国の北部と北東部、特に Hazienda Brazil Verde についての「奴隷労働」の発生に関して、遊牧地委員会(Comissao Pastoral da Terra)とその他の団体によって報告された継続する人権侵害のように、事件を十分に文書化した。南アジアでは、伝統的なカーブに基づく賦役が農耕社会での現代の契約の仲介者のいる借金返済のための労働と相い呼応する傾向にある。気候変動の状況での移動を含めた適合戦略は、周縁化された農業社会を借金返済のための労働に押しやるかも知れない。

3. 特別報告者は、農作業の非正規性と孤立のために、難民や国内避難民も強制労働のための人身取引の特別な危険にさらされているかも知れないことを懸念している。難民は、農業の日雇いのような非正規セクターの選択肢に自分の雇用を限って、労働権を持っていないかも知れない。非正規の状況にある移動者にとっては、人身取引の危険はかなりのものである。非正規セクターでは規制を欠いており、偽って難民を募集する募集者や雇用者にとって刑事責任免除の機は熟している。特別報告者は、難民社会の間での借金返済のための労働の証拠に光を当てており、農業部門内を含め、移動の経費、募集関連の負債、または住居、食料、仕事で使うための道具をカバーする負債を挙げている。強制労働のために人身取引の危険にさらされている人々の数は、気候変動関連の移動と強制移動の増加で増えるかも知れない。

#### A. ジェンダー平等と女性の権利

4. 特別報告者は、土地の所有と土地保有の安全保障におけるジェンダー不平等があらゆる搾取の目的、特に強制労働、性的搾取、強制結婚のための女性と女児の人身取引を含め、貧困、依存、暴力の危険に寄与すること強調している。土地の所有、天然資源の管理、保有の安全保障におけるジェンダー不平等に対処する必要は、「持続可能な開発目標」のターゲット 1.4 と 5a で認められており、これは、女性が土地とその他の形態の財産と天然資源の所有権と管理権に平等にアクセスすることを保障する改革を要請している。農業を含め、多くの土地を基盤とした活動での女性の圧倒的な存在は、ジェンダー平等を推進し、人身取引の効果的防止を保障する措置の緊急性を強調している。

5. 正確なデータの利用可能性は限られているが、女性は世界の土地所有者の平均して 20% 以下を占めているが、農業労働力の推定 43% を占めていると見積もられている。南アジアとサハラ以南アフリカでは、働くすべての女性の 60% 以上が、農業で雇用されており、低い賃金で、社会保護も限られており、時間と労働集約型の仕事に集中しているものと見積もられている。気候にスマートな農業に関する政策策定とプログラムは、あまりにも頻繁に土地保有の安全保障と天然資源の管理におけるジェンダー不平等に対処できておらず、女性が直面する不利な条件を強化し、搾取の危険を増し、人身取引と闘う政策の効果を制

限している。

6. 特別報告者は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第14条と、法的保護と社会保護の施行と限られたアクセスにおける格差から生じる農山漁村移動労働者を含めた多くの農山漁村女性が直面する特別に不利な条件と危険を強調している農山漁村女性の権利に関する女子差別撤廃委員会の一般勧告第34号(2016年)を想起している。農山漁村女性は、不安定で、危険で、給料が少なく、社会保護でカバーされない仕事により頻繁に関わっている。彼女たちは教育を受ける可能性も少なく、人身取引され、労働を強制され、子ども・強制結婚及びその他のや有害な慣行を強制されるより高い危険にさらされている(バラ5)。

7. 本報告書の準備で特別報告者が受領した提出物は、移動女性農業労働者に関する差別的なジェンダー固定観念の有害なインパクトと強制労働のための人身取引の高い危険を強調している。数名の家族が農業労働者として雇われている家庭の男性の長に賃金を支払うような慣行は、搾取に対する女性移動労働者の孤立、依存、脆弱性を高める。季節農業労働者では、自国に戻る可能性がより高く、労働条件について苦情を言う可能性がより少なく、家族に対する報復の脅しに対してより脆弱であるので、女性が特に求められる。女性の農業労働が不可視的である状況では、支援と保護と人身取引措置の防止における格差が一層大きい。そのような不可視性が、女性が人身取引の被害者としてまたは人身取引の危険にさらされているとして明らかにされない可能性を高め、人身取引という犯罪と重大な人権害が刑事責任免除で継続することを許すことになる。

8. 特別報告者が受領した提出物は、女性移動農業労働者が直面するセクハラ、性暴力、強制労働のための人身取引の特別な危険を強調している。特別報告者は、農業部門で強制労働のための人身取引の被害女性が、しばしば上下水道施設へのアクセスを欠いており、頻繁に性暴力の危険にさらされており、性と生殖に関する健康サービスまたは支援・保護措置へのアクセスがないという報告書を大変に心配している。特別報告者は、性的搾取の目的での人身取引の危険を含め、強制労働のための人身取引と女性が経験する性暴力との重なり合いに対して裁判所や検察官が払う限られた注意を依然として懸念している。

## **B. 先住民族女性の権利**

9. 先住民族の女性と女兒は、ジェンダー、人種、民族性、先住民族の出自及び貧困に基づいて、差別と暴力の重なり合いのために人身取引の高い危険を経験するかも知れない。本報告書のために特別報告者が受領した提出物は、先住民族の難民と移動女性にとっての特別な危険を文書化しており、これは言語障害とその権利についての情報と法的支援へのアクセスの欠如によってさらに悪化している。特別報告者は、差別的な固定観念と慣行を含めた先住民族女性と女兒に対する差別が人身取引の危険を大変に高め、人身取引被害者である先住民族女性の保護へのアクセスを制限することを懸念している。これらの危険は、先住民族のその土地と集団的所有権に農事業の拡大が与えるインパクトを仮定すれば、農

業部門で特に懸念される。特別報告者は、その一般勧告第 34 号(2016 年)で、女子差別撤廃委員会が、先住民族女性の土地と集団的所有権、天然資源、水、種苗、森林、漁業への権利の重要性を強調していることを想起している(パラ 56)。委員会は、先住民族女性に関する一般勧告案で、国と地方レベルでの法律とその効果の上がらない実施との調和の欠如が、これら権利の効果的实施を妨げ、先住民族女性の搾取の危険を高めていることを指摘した。特別報告者は、アクセス可能性と合理的な宿泊施設の欠如と包摂的な反人身取引措置を確保できないために、障害を持つ先住民族女性と女兒が直面する重なり合う差別を強調している。

### C. 障害者

10. 特別報告者は、検査、監督、労働者の権利の監視が限られている農作業で人身取引の危険に特にさらされるかもしれないことを強調している。特別報告者は、情報、支援、サービスが障害者にアクセスできることを保障し、反人身取引防止・保護プログラムで合理的な宿泊施設が確保されることを保障する国家の責務も強調している。施設の場にいる障害者は、孤立した農山漁村地域にいる時には、農作業で、強制労働のための人身取引の危険に特にさらされるかもしれない。差別と有害な固定観念が、ディーセントな労働イニシアティブ、または集団的組織づくり、労働者委員会または労働組合へのアクセスも制限し、搾取に対する脆弱性を高めるかも知れない。特別報告者は、農業部門で障害を持つ女性が直面するかも知れない強制労働と性的搾取のための人身取引の特別な危険を強調している。

### D. 人身取引の男性被害者

11. 農業部門の人身取引のジェンダーの次元には、男性被害者の保護も含まれている。男性と男児は脆弱性が少ないと思われており、その結果人身取引の被害者または人身取引の危険にさらされているものとしては明らかにされないかも知れない。理想的な被害者の型についての差別的な固定観念は、特に人種、民族性、または移動の地位を根拠とする差別と重なり合う時、人身取引の男性被害者の明確化を妨げる。

### E. LGBT の人々と多様な性自認の人々の権利

12. 特別報告者は、LGBT の人々と多様な性自認の人々が、ディーセント・ワークと保護へのアクセスにおける差別のために人身取引の高い危険にさらされているかも知れないことも懸念している。特別報告者が受け取った提出物は、管理する手段として移動労働者の性自認または性的指向を明らかにすると脅す、季節労働者、臨時労働者、移動労働者の雇用主による脆弱な立場の乱用に光を当てている。人身取引の LGBT の被害者または人身取引の危険にさらされている人々の支援へのアクセスは、プライバシーや機密性を確保することがより難しいかも知れない農山漁村地域と遠隔の農業の場では、限られるかも知れない。

### III. 季節・臨時・巡回移動の農業労働者の権利

13. 特別報告者は、農業部門が、継続して臨時・季節・循環移動に依存していることを強調している。「安全で秩序ある正規の移動世界コンパクト」は、地方と国の労働市場のニーズに従って、移動者のための柔軟で権利に基づいたジェンダーに対応した労働移動計画を開発するよう国家に要請している(目標 5)。しかし、特別報告者は、募集プロセスを含め、移動労働者とその家族の権利を確保する代わりに、市場のニーズが優先されてきたことを懸念している。

14. 特別報告者が受け取った提出物は、継続する需要と市場のニーズ、しかし安定した居住の地位、市民権または農業労働者のための強化された労働保護への限られたアクセスを反映して、農業労働者のために発行される一時的査証の数の増加を強調している。特別報告者は、一時的査証計画及びそのようなプログラムにかかわる雇用者の監督と監視の欠如を懸念している。スポンサーの審査の欠如、労働条件と労働法と国際人権法の順守の限られたフォローアップまたは検査が、強制労働のための人身取引のかなりの危険を生み出し、そのような人身取引が、刑事責任免除で継続することを許している。

15. 人身取引の状況は、募集プロセスで生じる負債を含め、季節・臨時・巡回移動の中で生じ、雇用者と募集仲介者による借金による束縛とパスポートの差し押さえ、労働者に対する逮捕と本国送還の脅し、身体的暴力の使用に繋がる。*Chowdury 他対ギリシャ事件*で、欧州人権裁判所は、苺農園で働くために募集され、人身取引被害者であることが分かった全員が季節労働者である申請者の特別な脆弱性を強調した。重要なのは、裁判所がその判決のパラグラフ 96 で、特に労働者の非正規の移動状態を仮定して、この状況での脆弱な立場の乱用を強調し、「雇用者がその権力を乱用し、または搾取のための労働者の脆弱性を利用する場合には、彼らは任意で働くことを申し出たのではない。被害者の前もっての同意は、仕事の特徴を強制労働として排除するには十分ではない」と結論づけた。

16. 特別報告者は、臨時・季節・巡回移動の状況で、移動労働者が直面する危険は、一つの地理的地域に限られているわけではないと述べている。国家によって確立された査証体制は、継続して移動労働者とその家族を不安定な状況に位置づけ続けている。労働者が雇用者を変えたり他の部門での雇用を求めたりすることを制限する特約査証の利用は、依然として広がっている。雇用の短期的・臨時的の性質と非正規の移動の状況にある可能性は、搾取の高い危険を生み出す。

17. 人種差別撤廃委員会は、一時的査証と避難所査証の移動労働者の労働条件を強調し、自分の権利と資格についての知識の欠如と相俟って、雇用主に大きく依存しているために、彼らは苦情を申し立てることを渋るかも知れないと述べている。

18. 前のマニフェスト保持者は、移動労働者は、今後の査証の応募が否定される恐れのために、労働基準の違反または人身取引の経験について苦情を言うことをしばしば渋るという国連農業部によって提起された懸念を強調した。特別報告者は、人身取引被害者の無処罰

の原則の効果的実施を保障し、「安全で秩序ある正規の移動のための世界コンパクト」によって要請されているように、本国送還、拘束、懲罰の恐れなく、安全な通報を保障する国家の責務を再び強調している。

#### IV. 子どもの権利

19. 子どもの特別な脆弱性は、国際法の下での強化された保護に繋がって来た。しかし、この強化された保護と 2025 年までに子ども労働をなくすという世界的な公約にもかかわらず、特別報告者は、ここ 4 年間で、世界的に推定 840 万人の子ども労働者が増えた状態で、子ども労働が最近増加したことを懸念している。農作業は、子ども労働へのとっかかり点とみなされ、5 歳から 11 歳の年齢層ですべての子ども労働の 76.6%、12 歳から 14 歳の年齢層で 75.8%を占めている。コロナウィルス病(COVID-19)の流行のインパクト、社会保護への限られたアクセス、家族の教育とディーセント・ワークへのアクセスの欠如が、貧民や不平等と相俟って、全てこの増加と遂げられた限られた進歩の逆転を助長した。

20. 特別報告者は、多くの裁判権で免除または例外が農業部門に適用され、例外が強制労働と関連する人権侵害の目的での子どもの人身取引が起こる条件を生み出すかなりの危険を伴って、農場での子ども労働が認められていることを懸念している。特別報告者は、子どもの人身取引を防止し、人身取引の子ども被害者を保護するために企業の効果的規制を保障する「子どもの権利に関する条約」とその「選択議定書」の下に生じる国家の責務を強調している。子どもの権利委員会は、子どもの権利のための国の保護が不十分な領域で企業が海外で活動するところを含め、企業活動が子どもの権利に与えるインパクトを繰り返し強調してきた。特別報告者は、子どもの保護と農事業とさらに幅広く農業部門での強制労働のための人身取引の防止を保障することに国家と企業が継続して失敗していることを懸念している。例えば、ココアの生産における子ども労働と強制労働の目的での子どもの人身取引のかなりの危険の広がりに関連して、懸念が繰り返し提起されてきた。

21. 強制労働のための子どもの人身取引申し立てに関する国際的な訴訟の例の中には、最悪の形態の子ども労働の継続する広がりに関連して懸念を説明しているものもあり、子ども被害者が救済策と効果的な司法へのアクセスを確保する際に直面する多くの障害を強調するものもある。USA ネッスル会社対 John Doe I 他事件では、申し立て人は、ココアを生産するために子どもの頃に象牙海岸に人身取引されたと主張するマリの 6 名の国民であった。ココアを購入し、加工し、売る合衆国に拠点を置く原告である USA ネッスル会社とカーギル会社は、象牙海岸で農場を所有しておらず、経営もしていないが、ココアを購入する独占権と交換で、そこにある農場からココアを買い、訓練、肥料、道具、現金のような技術・財政資源をこれら農場に提供してきた。究極的には不成功に終わった苦情は、国際法の重大な違反に対して合衆国の裁判所に外国人が訴訟を持ち込むことを認める 18 世紀の法律である「外国人不法行為法」の下で提出された。しかし、その適用の限られた範囲は、裁判所の大多数によって解釈されたように、生じるかも知れない救済策の可能性へ



のアクセスを制限した。*Milasi Josiya* 及びその他 7,262 名対ブリティッシュ・アメリカン・タバコ *Plc* 事件は、4,066 名の成人と 3,197 名の子どもより成る 7,262 名のマラウイ人のたばこ農業者によって出された主張から生じた。特にイングランドとウェールズの高等裁判所は、原告は圧倒的にマラウイ南部の出身者であり、その家族の家からたばこ農場に人身取引されたと言われていると述べた。彼らには、3 歳から 17 歳までの子どもの原告が含まれていた。「極度の貧困」の枠に当てはまる原告は、大変に脆弱であると考えられた。

22. 特別報告者は、しばしば定期的に学校に通うことができず、子ども保護または社会サービスへのアクセスを欠いており、搾取の高い危険にさらされている季節・一時・移動労働者の子どもが直面する危険を懸念している。COVID-19 流行のインパクトは、農業部門での経済的搾取に対する子どもの脆弱性を高めた。ココアの畑で、学校にアクセスできないこと、学校教育の質及び授業料の経費と資金が、生計訓練を受ける必要と相俟って、全てココア部門での子ども労働の複雑な風景を作り上げている。学校閉鎖のための学校給食プログラムの中止と料金が手ごろな子どもケアへのアクセスの欠如が、子どもの人身取引の危険にインパクトを与えた。

23. 特別報告者は、農作業のための募集の危険にしばしばさらされ、強制労働のための人身取引の高い危険にさらされている付き添いのないまたは離別した子ども難民と移動者にとって生じるかも知れない特別な危険を強調している。特に農山漁村地域で、家族やケア提供者から離れて、施設の場にいる子どもたちも、高い危険にさらされているかも知れない。

24. 特別報告者は、紛争状況であろうと、強制移動であろうと、災害の場であろうと、人道状況での子どもの人身取引の特別な危険を強調している。人道状況は、食物連鎖の危機、暴力的な紛争または自然災害が関わることもあるので、これら危機は、特に農業で蔓延している。家族が強制移動させられた状態では、生計の喪失と学校教育の破壊、社会保護または家族の支援ネットワークへの限られたアクセス、子どもの人身取引の特別な危険を含め、農業における子ども労働の危険が高まる。不作が、子どもが家庭の所得と生産を支えるために必要とされる。気候変動の影響は、以前から存在する脆弱性をさらに悪化させ、子どもの人身取引の危険を高める。子ども労働は、旱魃や洪水のような気候が引き起こす出来事のインパクトから回復する地域社会の「対処メカニズム」として利用されるかも知れない。特別報告者は、人道状況では、農作業での子どもの人身取引の複雑な危険に対して注意が欠如するかも知れないことを懸念している。

## V. 公正で倫理的な労働者の募集

25. 特別報告者は、農業部門での特に季節・臨時・移動労働者の募集慣行が、強制労働のための人身取引の高い危険を助長していることを懸念している。募集仲介者を規制し、募集手数料及びその他の関連経費が募集者と雇用者によって負担されることを保障する重要

な基準設定努力にもかかわらず、農業部門の募集プロセスは、かなりの募集手数料、行政手数料、査証経費と旅費の支払いを典型的に含んでおり、しばしば借金による束縛の状況に繋がる。特別報告者が受領した提出物は、農作業の程度の高い非正規性が、*engachadores*(契約者)や *capataces*(監督)を含め、無登録の無許可の募集仲介者が、ほとんど監督もなしに活動することを許していることを示している。人身取引の被害者または前被害者にとって、特に負債による束縛が生じる状況で募集仲介者となることはありふれたことである。そのような状況では、無処罰の原則を適用できる。

26. Hasienda Brazil Verde 事件で、米州人権裁判所は、負債による拘束の状況に繋がった「詐欺とだまし」を利用した労働者の募集に光を当てた。労働者たちには、報復の恐怖、身体的暴力、武装した見張り役の存在のために、逃亡の可能性はなかった。裁判所が述べたように(パラ 303)、ほとんどが読み書きができず、国の遠隔地域の出身で、Hasienda Brazil Verde を取り巻く地域についての知識がなく、非人間的な生活条件を受けている労働者の脆弱な条件によってこういった条件が増幅された。

27. 募集者、契約者、下請け業者の複雑なネットワークも、強制労働のための人身取引の捜査における限られた国際協力のように、強制労働のための人身取引者の効果的な捜査と訴追を確保することの難しさを増やす。多くの司法権での国内法は、実際に、労働者に対する募集者と雇用者の合同のいくつかの責任を認めているが、救済策へのアクセスは、司法の効果的行政と施行を求める労働者の能力(法律上も事実上も)にかかっているだろう。

28. 特別報告者は、募集産業の効果的規制と監視のための必須の強制メカニズムを設立することにより、「安全で秩序ある正規の移動のための世界コンパクト」の目標 6 を実施するための行動を取ることの重要性を強調している。彼女は、公正な募集を確保し、強制労働のための人身取引を防止するためのデジタルの募集プラットフォームの役割の可能性を強調している。デジタル技術は、労働・人権基準の順守を推進するために用いることができる。しかし、特別報告者は、しばしば「低技術」または「無技術」と指定され、国が主催するイニシャティヴには届かない者と指定される、農業部門で配置される労働者に公正な募集イニシャティヴが届くことを保障するために国によってさらなる努力が払われなければならないことを強調している。

## VI. 農作業における労働法の限られた施行と適用

29. 特別報告者は、国際労働基準と国内法の採択にもかかわらず、農業労働者の権利の監視と施行は脆弱なままであり、人身取引の危険を高めていることを懸念している。多くの国々で、農作業は依然として労働法の範囲の外にあり、労働法が農業にまで及ぶところでは、それはしばしば時代遅れで、労働検査は存在するところでも限られている。

30. 特別報告者は、人身取引被害者の明確化と保護は、人身取引の防止と同様に、国家の責務であることを強調している。農作業が遠隔で孤立していることが、追加の課題を生み

出すかも知れないが、人身取引の効果的防止には、これら責務に応えるために、労働検査官と法律施行当局への十分な人的財政的資金の配分が必要である。特別報告者は、基準の設定、好事例と訓練の開発を通じた労働検査官の能力を強化するために、かなりの作業が行われてきたが、農山漁村地域に与えるインパクトは限られており、首尾一貫した虐待のパターンが、刑事責任免除で続いていることを懸念している。発表されない検査の頻度と数は、あまりにも限られており、汚職の根深さが、そのような検査の効果を制限し続けている。特別報告者は労働検査官が、強制労働のための人身取引の被害者を明らかにするよう義務付けられていないかも知れないことを懸念している。入国管理法の施行が、優先されるのかも知れず、地位関連の罪を含め、人身取引被害者の無処罰の原則が適用されず、または理解されていない。特別報告者は、特に COVID-19 の流行が労働検査に与えるインパクトを懸念しているが、これは、多くの国々でかなり数が減ったり、中止になったりした。

31. 特別報告者は、1969 年の国際労働機関(ILO)の労働検査(農業)条約(第 129 号)と 1930 年の強制労働条約(第 29 号)の 2014 年の「議定書」の実施の重要性を述べている。すべての労働者とすべての部門にとっての強制労働のための人身取引を防止し、労働検査サービスを強化する法律の範囲と施行を確保することの緊急性の承認にもかかわらず、多くの格差が残っている。この失敗は政策と政治的意思の失敗である。

32. 多くの農作業の非正規性、無申告作業の広がり、雇用関係の状態の明確化の欠如が、労働法の施行をさらに妨げ、搾取の危険を増し、人身取引被害者の明確化と保護を制限している。特別報告者は、農業部門での強制労働のための人身取引の捜査と訴追の数が依然として限られており、起こっている人権侵害の深刻さまたは犯罪の深刻さを認めることが継続してできないことを懸念している。法律施行機関と裁判所や法廷による強制労働の様々な指標に対する理解が限られていることも、効果的な捜査や訴追を妨げている。

33. 特別報告者は、人種と民族性、移動の地位、ジェンダーと障害を根拠とするものを含め、法律施行機関における差別的態度の継続する広がりを強調している。差別、汚名、有害な固定観念が、労働法の実施と施行と人身取引の被害者または人身取引の危険にさらされている者の身元確認を制限し、人身取引者の刑事責任免除の雰囲気を生み出し、被害者を支援や保護なしに取り残す。

## VII. 人権の相当の注意義務: 供給網における人身取引と闘う

34. 農業部門の供給網における人身取引を撤廃するためかなりの手段が取られてきたが、そのような措置のインパクトは、任意の規制、ソフト・ローの措置及び脆弱な施行に過度に頼ったために限られてきた。特別報告者は、供給網での労働権と人権の強化された規制を通して、人身取引に対処する緊急性を強調している。現在までに、様々な措置が取られてきたが、農業部門に与えるインパクトは限られてきた。これらには、「企業と人権に関する指導原則: 国連の『保護し、尊重し、救済する』枠組み」、ILO の「多国籍企業と社会政

策に関する原則の三者宣言」、経済協力開発機構(OECD)の「多国籍企業のためのガイドライン」が含まれる。

35. 規制の以前の試みの弱点は十分に認められている。特別報告者は、世界の供給網における強制労働のための人身取引を禁止する努力は、あらゆるレベルで活動している行為者、特に世界の供給網でさらに流れに逆らっている者を含めるために直接的な供給者を超えて拡大しなければ継続して不適切となるであろうことを強調している。十分に文書化されてきたように、人身取引は、「供給網全体の問題」である。強化された企業の相当の注意義務の現在の提案は歓迎されるが、人身取引された人の人権が効果的に保護され、または効果的な防止行動が人身取引と闘うために取られることを保障できていない。

36. 農業の供給網には、農業インプット(種苗、肥料、殺虫剤、飼料、薬剤または設備)の供給から始まって、生産、収穫後の扱い、加工、輸送、市場販売、配布及び小売りに至るまで、上流と下流のセクターが含まれる。我々の世界的な食料制度のかなりの変化で、供給網での人権の監視は、人身取引の効果的防止にとって極めて重要である。特別報告者は、ディーセント・ワークの目標を達成し、人身取引を効果的に防止するために、供給網での人権の相当の注意義務の重要性を強調している。義務的な人権の相当の注意義務は、強制労働のための人身取引が例外的な人権侵害の孤立した出来事に限られるのではなく、労働権と人権保護の組織的失敗と差別、貧困、制限的な移動体制の結果であることを認めている。

37. 特別報告者は、生産場所へのアクセスが否定され、監督と監視が不可能である供給網で、人権の相当の注意義務を確保する際の困難について以前に懸念を提起してきた。特別報告者は、特に綿の生産における強制労働と農山漁村の「余剰労働者」の扱いの申し立てに関連して、中国の新疆ウイグル自治区における強制労働のための人身取引に対する保護を確保するための監督と施行の欠如について依然として深刻に懸念している。

38. 企業の持続可能性の相当の義務に関する提案されている欧州の政令は、歓迎すべき発展であり、変革的な変化のための重要な機会である。人身取引を防止し、闘い、その被害者を保護することに関する政令 2011/36/EU を補うこの提案は、強制子ども労働を含めた強制労働によって作られた製品を欧州連合の市場に出すこと効果的に禁じることによって、強制労働の使用と闘うことを求めている。国内の製品も輸入の製品も、厳格な危険に基づく施行枠組みを保障することが期待されている政令の範囲内に当る。「国連組織犯罪防止条約」を補う「人、特に女性と子どもの人身取引防止し、抑制し、罰するための議定書」に加えて、提案されている政令の付録は、核心となる国連の人権条約、ILO の核心となる条約及び重要なことに、「国連先住民族権利宣言」も「国籍・民族・宗教・言語マイノリティに属する人々の権利宣言」も含め、実際のまたは可能性のある否定的インパクトを明らかにする際に考慮されなければならない関連する人権・労働権条約と環境法条約を列挙している。

39. しかし、提案されている政令は、範囲が限られ続け、供給網における強制労働のための人身取引と闘うための効果的メカニズムを確保するには至っていない。特別報告者は、企業にかかる負担を軽減するために、政令は「企業と人権に関する指導原則」、特に、人権を尊重する企業の責任は、その規模、部門、活動の状況、所有権及び構造にかかわらずすべての企業に当てはまると述べている特に原則 14 に沿うことができていないことを懸念している。特別報告者は、国際人権基準との政策と統合と遵守の重要性を強調し、政令の適用範囲を拡大することの重要性に関して、人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関して「作業部会」の勧告に合意している。第 2 条(1)(a)は、被雇用者 500 名の最低の基準点と 1 億 5,000 万ユーロ以上という世界的なネットの取引高を設けている。農業と林業を含め、危険度が比較的高い部門のために、第 2 条(1)(b)は、250 名の被雇用者という比較的低い基準点と 4,000 万ユーロの世界的ネットの取引高を設定している。現在提案されているように、第 2 条(1)(b)の下でカバーされる会社は、厳しい可能性があり、現実の人権インパクトのみにのみ対処するよう要請されており、それによって政令の変革的インパクトを減じている。注意深い監視も、非欧州連合の会社が、政令の適用を逃れることができないことを保障している。

40. 特別報告者は、政令を大企業のみ適用するよりはむしろ、義務的な人権の相当の注意義務の遵守を達成するために、中小企業を支援するために措置が取られるべきであることを懸念している。義務的な人権と環境の相当の注意義務の範囲を拡大することは、農業部門で、そして強制労働のための人身取引と闘うという目標にとって特に重要である。この限られた範囲のジェンダーのインパクトは、重大な懸念である。女性、特に農山漁村の女性は、非正規の仕事を含め、比較的小さな企業と比較的小さな農業の場で働く可能性がより高い。特別報告者は、義務的な相当の注意義務の範囲を拡大できないことは、重要な時期に変革的インパクトの機会を逃すことであることを懸念している。これは、企業の責任遵守の取組を官僚主義的に確認する手続きの誤りを繰り返し、契約上の確認に頼り過ぎる危険がある。

41. 特別報告者は、「会社は、関連する場合には、労働者及びその他の関連ステークホルダーを含め、悪影響を受けた可能性のある集団と協議を行うべきである」と述べている第 6 条(4)案で述べられているように、悪影響を受けた集団とのかかわりの限られた規定も懸念している。女性の権利、ジェンダー平等、人権擁護者の役割または先住民族のように特に悪影響を受けるかも知れない集団の権利には、明確な言及はない。

42. 特別報告者は、人権擁護者のとの関りを義務化し、人身取引の防止と被害者の保護において、市民社会を支援し、エンパワーすることが極めて重要であることを強調している。政令案で懸念されるのは、防止措置においても否定的インパクトをなくす措置においても、実際のまたは可能性のある否定的インパクトの対応の立案と実施における労働者の代表の役割を確保できないことである。やはり政令案から欠けているのは、労働者の代表を含めた人権擁護者に対する報復の危険と人身取引と闘う効果的行動の要件として、そのような

報復に対する保護を確保することへの明確な言及を特に認めることである。特別報告者は、強制労働のための人身取引の防止と世界的に結社の自由の制限の広がりに関連して、特に労働組合の重要性を仮定して政令案の「相当の注意義務を設立し監督する」という第 26 条及びその他の労働組合または労働者協会または委員会への明確な言及の不在に関連しても懸念を表明している。

43. 行動指向の意味あるステイクホルダーの関りは、「企業と人権に関する指導原則」に述べられているように、人権の相当の注意義務の基本的要素である。特別報告者は、人権の相当の注意義務の目的を人身取引の重大な人権侵害の防止を含め、害の防止であるとして強調している。農業部門の強制労働のための人身取引のジェンダーの側面と農山漁村女性と女兒に対する高い危険を仮定して、人権の相当の注意義務措置が、ステイクホルダーの関りへの女性の参画を明確に要求し、支援することが極めて重要である。

44. 政令案の中で、第三者の監査に依存することも、人身取引の被害者または人身取引の危険にさらされている人、及びそのような監査がどのように通報の責務(第 11 条)と維持される問題に関するフォローアップ措置(第 19 条)に繋がるのかを明らかにする際に、そのような監査の効果に関して疑問も提起する。権利保護と救済策に関して消費者または労働者が利用できる情報の欠如を含め、相当の注意義務措置の十分に文書化された限界が対処されなければならない。

45. 特別報告者は、「企業と人権に関する指導原則」で認められているように、上流でも下流でも、人権の相当の注意義務が全価値網を含むことを保障することの重要性を強調している。従って、政令案中の「確立された企業関係」への言及は、相当の注意義務の範囲を損なったり、不当に制限したりしてはならない。第一層の供給者は、「確立」されるかもしれないが、これは必ずしも第 1 層または第 2 層及びそれ以上のすべての供給者に当てはまるわけではない。相当の注意義務の範囲のそのような制限は、「指導原則」と相容れるものではない。

46. 世界的に、世界の供給網での子ども労働の 28%から 43%が上流のセグメントで起こっていると見積もられている。特別報告者は、従って、人権の相当の注意義務は、下流の供給者との関係に限られるわけではないことを保障することの緊急性を強調し、会社は、供給網の上流のセグメントで活動している供給者にはあまり可視性がなく影響力も限られているかも知れないが、そういった課題が、直接的な供給者を超えて相当の注意義務を行わない理由として用いられるべきではないという ILO 及びその他の結果に同意している。

#### **A. 救済策と補償へのアクセス**

47. 人身取引に関する特別報告者は、救済策への効果的なアクセスを保障する際に、人身取引被害者が直面する困難をこれまでは強調してきた。本報告書を準備する際に特別報告者が受け取った提出物は、救済策へのアクセスを確保する際に農業部門で人身取引被害者が遭遇する継続する障害を強調してきた。困難には、手続き上・法律学上の障害を克服す

ること、刑事手続きの証拠の要件に応えること、証拠の重荷を放出すること、集団的保証の機会が限られていること並びに強制労働のための人身取引と被害者の権利に関連する国内・国際法に対する認識の欠如が含まれる。農業部門では、上記の困難が、しばしば、仕事の間が遠隔であることと法的援助へのアクセスが限られていることのためにさらに悪化する。企業の持続可能性の相当の注意義務に関する欧州連合の政令案のような最近の提案は、対処している者---大企業---と人身取引被害者または強制労働のための人身取引の危険にさらされている者と間の力の不均衡を仮定すれば、障害を除去するどころの騒ぎではない。

48. 特別報告者は、企業の効果的規制と被害者の救済策へのアクセスを確保することは、人身取引を防止し、人身取引被害者の保護を確保する積極的責務から生じる国家の法的責務であると述べている。労働権と人権を効果的に保護するために、法的説明責任を強化することは、法的償還の拡大の道であり、無料の法的援助と代表へのアクセスのように、きわめて重要である。特別報告者は、責任ある企業の行為のための国の接点のようなメカニズムと OECD の「多国籍企業のためのガイドライン」は、有用な役割を果たす可能性があるが、現在はそのインパクトは限られている。追加の資金と強化された法的枠組みが、その独立性、公平性、可視性を保障して、メカニズムの効果的活動にとっての基本である。

## **B. 人身取引禁止の施行を強化する：輸入禁止の利用**

49. 強制労働と闘うための貿易の道具としての輸入禁止の利用は、農業部門、農業部門の供給網、農産物がしばしばそのような禁止の対象となる状態で、拡大している。特別報告者は、輸入禁止の利用は、ILO の強制労働の指標に基づいて、強制労働のための人身取引と闘う有用な道具を表すかも知れないと述べている。輸入禁止の利用と顕著な例は、世界のあらゆる部分で全部または一部が強制労働・年季奉公・刑務作業を利用して作られた品物の合衆国への輸入を禁じる 1930 年の「合衆国関税法」である。輸入禁止は、役身折酬、移動制限、孤立、脅しと脅迫、身体的・性的暴力、賃金や身分証明書の差し押さえ、虐待的な生活・労働条件を含め、強制労働の指標の証拠に基づいた源泉徴収免除令の発出を通じた合衆国税関及び国境保護によって実施されている。最近の例は、アメリカ合衆国とメキシコ合衆国とカナダの間の協定である。「労働」と題する第 23 章は、全部または一部が強制子ども労働を含む強制労働によって生産された製品の輸入を禁じている。

50. 輸入禁止は、適用と地理的範囲の矛盾という結果となるかも知れない争われる高度に政治的な国際環境の中で作用する。そのような輸入禁止は、強制労働と闘う際に重要な役割を果たすかも知れないが、絶えずそのような禁止が労働者と地域社会に与えるインパクトを評価し、監視することが極めて重要である。労働者の協会、労働組合及び人権擁護者が、そのような禁止に繋がる意思決定プロセスに参画することを保障し、労働権改革の優先と強制労働の被害者に対する救済策が確保されされることも極めて重要である。誰が輸入禁止を監視し、施行するか、ステイクホルダーの関りがいかに保障されるかに関する

明確化も必要である。特別報告者は、供給網の限られた透明性のために生じる困難を強調している。

## VIII. 気候変動: 人身取引とのつながり

51. 特別報告者は、集約農業と農業関連事業が、人身取引、環境悪化、生物多様性の喪失、気候危機の間のより幅広いつながりを反映して、気候変動を否定的に助長していることを懸念している。農業における強制労働のための人身取引に対処することは、この傾向を逆転させる可能性がある。「持続可能な開発目標 13」は、気候変動とそのインパクトと闘う緊急の行動を要請している。ターゲット 13.2 は、気候変動措置を国の政策、戦略、企画に統合することを要請している。気候変動に対応する反人身取引措置またはその逆に対する注意は限られている。

52. 特別報告者は、自然災害と気候が引き起こす移動と強制移動が借金による束縛の状態にある小規模農業者の搾取に繋がるかも知れないことを強調している。気候変動と生態系の不安定さの増加の否定的インパクトも農業社会に残っている者に悪影響を及ぼし、これが特に南アジアで、負債の束縛という形態を含め、彼らを強制労働のための人身取引の危険にさらしている。

53. 特別報告者は、生計または住居を天然資源に頼っているかもしれない先住民族に気候変動と集約農業が与える特別なインパクトを強調している。集約農業は、土地の奪取、汚染、森林伐採、乏しい水の過度の使用とつながっており、先住民族の強制移動を助長し、彼らを労働または性的搾取のための人身取引の危険にさらしている。先住民族女性と女兒にとって、気候変動は、新たな危険を生み出しつつ、差別、排除、搾取に対する特別な脆弱性をさらに悪化させるかも知れない。先住民族は、強制労働の条件と並んで、賃金差別、限られた社会保護、脆弱な契約上の取り決め、保健と安全の危険に直面して、農業における搾取的な労働条件を受けるとも知れない。

54. 特別報告者は、移動農業労働者は、気温の上昇と増加する早魃で、気候変動のインパクトのために激しさを増してきた山火事に対して最も脆弱な母集団の一つであると述べている。非正規の状況での移動労働者は、災害対応の政府または人道支援からしばしば排除されており、多くは、危険な労働条件での搾取と強制労働のための人身取引の高い危険にさらされて働き続けている。

55. 気候変動が農業部門、子ども、先住民族、女性と女兒、難民、無国籍者と移動者及び障害者に与える重なり合う影響は、もし反人身取引措置が効果的でなければならぬならば、対処されなければならない。これらには、災害に対する政策対応が、国内・地域・世界の政策が災害が農業に与えるジェンダーのインパクトを防止し、対処するために、農業と食料制度におけるジェンダー役割を考慮に入れることを保障することが含まれる。「気候変動に関する政府間パネル」が強調したように、土地保有を含む土地に関連する政



策と制度が、気候変動への適合と緩和も制約し、農山漁村の人々と農業労働者が搾取に対して脆弱になる条件を生み出す。

56. 女性の土地保有の強化と搾取に対する脆弱性を減らし環境と土地の悪化と闘うこととの間の関連性が、その土地保有に関する「決定 26/COP14」で、「国連砂漠化と闘うための条約」の締約国会議によって認められたが、その中で「女性のための土地の平等な利用と所有権と女性の土地と土地保有の安全保障への平等なアクセスの強化を法的に認めるよう」締約国に勧めた(パラ 4)。万人、特に「脆弱な周縁化された集団」のために平等な保有権と土地へのアクセスを推進するようにも締約国に要請した。この決定は、改革の緊急性を認め、相続または土地保有権、差別的な規範とジェンダー役割と固定観念のような構造的障害を除去する際に重要である。強化された実施も、責任ある保有権のガバナンス、森林、漁業に関する任意のガイドラインについても必要とされる。

## IX. 結社の自由: 労働組合と市民社会の役割

57. 特別報告者は、ILO の初期の条約の一つである 1921 年の「結社の権利(農業)条約」で、結社の自由の重要性は認められたいるけれども、結社と団体交渉の自由は、農業部門で、依然として特に限られていることを懸念している。パートタイム、短期または臨時契約、待機スケジュール、多層の下請けまたはフランチャイズ、自営計画及び非正規の状況にある移動労働者を含めた非正規の不安定な労働取り決めの広がり、組合を結成したり、団体交渉にかかわる機会をさらに制限している。市民社会に制限を課すことに関連する懸念が、農作業組合委員会をイスラエル政府が「テロリスト団体」と指定したことに応じて、最近強調された。

58. 特別報告者は、労働組合、協同組合またはその他の団体を含め、農山漁村地域で働いている農民及びその他の人々の組織の設立を奨励し、その立場を強化するために支援を提供するよう国家に要請している「国連農民及びその他の農山漁村地域で働いている人々の権利宣言」で述べられている責務を強調している(第 9 条(3))。特別報告者は、「人身取引議定書」と地域条約の下で生じる NGO との良好な責務と防止と保護におけるそのようなパートナーシップの重要性について国家に思い出させている。

## X. 結論と勧告

### A. 結論

59. 農業部門での人身取引の危険は、依然としてかなりのものである。臨時・季節・移動労働者とその家族を含め、すべての労働者の保護を確保するために、緊急の行動が必要であり、人身取引を防止するために極めて重要である。国家が非差別の原則を適用し、人身取引の包括的防止にはすべての労働者のために正当で良好な労働条件とディーセント・ワークを保障する必要があることを認めることが極めて重要である。農業における人身取引

と闘うことは、農業の労働法の改革を通して、土地の平等と保有権の安全保障を確保することにより、環境悪化、生物多様性の喪失、気候変動を逆転させることにも貢献するであろう。人身取引と闘うという目標を達成するために、義務的な人権と環境の相当の注意義務、労働者の権利保護、ジェンダー平等の必要性を認める際に、現在の瞬間が極めて重要である。

## B. 勧告

60. 国家は、以下をするべきである：

(a) 関連人権・労働権基準の普遍的批准と実施を保障すること。

(b) 特に人身取引の危険にさらされるかも知れない女性、マイノリティ集団及び先住民族、障害者、LGBTの人々及び移動労働者を含め、すべての農業労働者のために非差別の原則と平等な法の保護の尊重を保障すること。

(c) 差別なくすべての農業労働者のために正当で良好な労働条件を保障すること。

(d) 女子差別撤廃委員会の一般勧告第 38 号(2020 年)を想起し、反人身取引法が、農山漁村女性と女兒が直面している社会的・経済的課題に対処し、特に農山漁村地域と先住民族社会で、裁判官、警察、国境警備員、その他の法律施行担当官及びソーシャル・ワーカーに、被害者のための防止措置、保護、支援に関するジェンダーに対応した訓練を提供し、領土外にいる農山漁村女性の権利侵害から、民間の個人、会社及び公的機関を含め、その司法権の下でのすべての行為者を防止する規制措置を取ることにより、特に農山漁村女性に関して治外法権責務を支持すること。

(e) 「持続可能な開発目標」のターゲット 8.7 と 16.2 を想起して、1973 年の ILO の「最低年齢条約(第 138 号)」と 1999 年の ILO の「最悪の形態の子ども労働条約」(第 182 号)の効果的実施を保障すること。

(f) 子ども保護制度と貧困根絶措置の強化された能力と教育と職業訓練の拡大された無料のアクセスを通して、防止と保護措置の立案と実施への子どもの参画を保証することにより、農業部門の子どもの人身取引を防止する措置を強化すること。

(g) 移動または契約上の地位にかかわらず、すべての労働者とその家族のための保健サービスへの普遍的アクセスを確保すること。

(h) 労働検査のための人的・財政的資源を強化し、遠隔地にいる農業労働者を含め、すべての農業労働者の権利を保護するための能力を確保すること。

(i) 人身取引の被害者と被害者の可能性のある者の身元を速やかに確認し、早期の無条件の支援を提供するために、学際的な配置を通して、人身取引の危険にさらされている農業労働者のために、身元確認とリファールルの手続きを強化すること。

(j)労働者の労働基準と保護に関する法律が、その移動の地位、契約上の地位またはその契約の一時性にかかわらず、差別または例外なく、全ての労働者に当てはまるを保障すること。

(k)農業労働者が、アクセスできる形式で、理解できる言語で、労働条件と保護サービスに関する情報を提供されることを保障すること。

(l)トラウマの情報を得たジェンダーに配慮した取組が、人身取引被害者とその危険にさらされている者の保護のための身元確認とリファールを含めた人身取引と闘うすべての行動と人身取引の捜査に採用されることを保障すること。

(m)ILOの一般原則と公正な募集と募集手数料及び関連経費の定義のための運営ガイドラインに従って、募集仲介を規制する法律を強化すること。

(n)契約書署名に先立ってまたは契約時にまたは目的国への配置に先立って、労働条件・生活条件についての情報が労働者に提供されることを保障し、支援、訓練、技術開発が提供されることを保障すること。

(o)2021年12月27日の総会に宛てた報告書の中の事務総長の勧告を想起し、すべての移動労働者とその家族にプロセスを認めこれをよりアクセスできるものにする。

(p)結社と平和的集会の自由と団体結社と団体交渉の権利の差別のない効果的保護を通して、農業労働者を支援する労働組合、市民社会団体、人権擁護者の能力を強化すること。

(q)農業労働者とその家族のために社会保護と普遍的保健ケアへの効果的アクセスを保障すること。

(r)両親が働いている農山漁村地域で教育施設を利用できるものにし、または最寄りの教育施設に行くことができる手段を利用できるようにすることにより、労働者の子どもたちのための教育へのアクセスを保障すること。

(s)障害を持つ労働者の権利が効果的に保護されることを保障し、情報と支援の提供を含め、すべての労働反人身取引措置に非差別、合理的宿泊施設、障害の包摂を保障すること。

(t)国家への保障資金、差別のない無料の法的援助、通訳の提供を通じた人身取引被害者である農業労働者のための補償への効果的アクセスを保障すること。

(u)人身取引と強制労働を含め、政府機関及び法律施行機関に搾取と虐待を通報する密告者を含めた労働者の保護を保障すること。

(v)人身取引被害者であるまたはその危険にさらされている男性と男児に保護が提供されることを保障するために、脆弱性、脆弱性の危険、人身取引の経験の差別的な固定観念を撤廃すること。

(w)人身取引の被害者または人身取引の危険にさらされている人として明らかにするこ

とができないために、LGBTの人々及び多様な性自認の人々の支援と保護へのアクセスを制限する差別と有害な固定観念と闘うこと。

(x)特定の雇用者または雇用部門に労働者を縛る査証体制を撤廃し、査証手数料が、雇用者によって担われることを保障して、労働者が無料で雇用者を変えることができるようにすること。

(y)労働法と人権法に完全に従っていることを保障するために、季節労働者の査証体制を監視し、そのような査証計画から利益を受けている雇用者の雇用と募集慣行の効果的監視を保障すること。

(z)入国の実施が、無処罰の原則の実施を保障して、入国の施行と労働権保護とすべての反人身取引措置の間の防火壁の設立を通し、安全な通報手続きを通して、入国の施行が労働者の権利の保護から切り離されることを保障すること。

(aa)人身取引の危険にさらされている移動労働者とその家族に支援を提供するために、大使館や領事館の能力を強化すること。

(bb)移動労働者とその家族の権利を尊重し、保障して、二国間労働移動取り決めの締結を通して、農業労働者のための安全で正規の移動ルートを拡大すること。

(cc)人身取引の犯罪に対して、効果的で、釣り合いの取れた、抑止的な制裁が科されることを保障すること。

(dd)募集機関と仲介者を効果的に規制するために、公的機関の許可・施行能力を強化すること。

(ee)農業の特別な状況に注意を払い、労働者の司法へのアクセスにインパクトを与える差別的態度に関連する特別な懸念を考慮に入れて、強制労働のための人身取引の問題に関して、検察官と裁判官のための訓練プログラムを設立すること。

(ff)雇用者は、雇用仲介者が犯した違反に対して究極的には責任があることを保障するために、合同のいくつかの雇用者の責任を規定すること。雇用者は、労働当局によって登録され、資格を与えられ、その全募集供給網を明らかにしている募集仲介者を利用するよう要請されるべきである。

(gg)民間の犯罪賠償責任、効果的捜査と国際協力、効果的で、釣り合いの取れた、抑止力のある制裁を通して、人身取引にかかわっている雇用者と企業の説明責任を保障する措置を強化すること。

(hh)国際協力を通したものを含め、技術に促進された人身取引の捜査のための能力を強化すること。

(ii)労働者のための集合代表訴訟を可能にするような訴訟ルートを通して人身取引被害者のための救済策と司法への効果的アクセスを保障し、公正な裁判と法の相当のプロセス

への権利の尊重を保障しつつ、人身取引事件における証拠の重荷を逆転させる措置の採用を検討すること。

(jj)危険度の高い部門として農業部門を認め、労働者の権利の点で明らかにされた有害なインパクト、強制労働と人身取引の危険、環境悪化を公表することを要請し、労働者の代表と悪影響を受けた地域社会との相談を保障し、達成された具体的で検証できる結果について報告し、会社または雇用者の規模にかかわらず、義務的な人権の相当の注意義務に従うことを要求すること。

(kk)農業部門での人身取引に関するデータは、年齢別、ジェンダー別、障害別、移動の地位別、人種と民族性別、その他の地位別データを含めるために、データ保護とプライバシーの権利に関する国際人権基準に従って、組織的に収集されていることを保障すること。

(ll)「国連先住民族の権利宣言」の第 17 条と農作業における搾取の特別な危険を想起し、先住民族個人と民族が、適用できる国際・国内労働法の下で確立されたすべての権利を完全に享受する権利があり、国家は、先住民族との相談と協力で、その特別な脆弱性とそのエンパワーメントのための教育の重要性を考慮に入れて、経済的搾取から先住民族の子どもを保護する特別措置を取ることを保障すること。

(mm)反人身取引措置(防止・保護・救済策を含め)が、農業の生計と経済的安全保障に与える環境の条件と気候のインパクトを検討することを保障すること。

(nnn)防止的な適合と緩和、気候変動への法的・政策的対応が、農業部門の人身取引に与える気候変動現象のゆっくりとした、突然の始まりのインパクトに対処するために、悪影響を受ける個人と地域社会の完全で意味ある参画で開発されることを保障すること。

## 世界的対応を含め、女性性器切除の多部門的防止と 対応に関する高官パネル(A/HRC/50/46)

### 国連人権高等弁務官報告書

#### 概要

本報告書は、人権理事会決議 44/16 に従って提出されるものである。これは、理事会の第 47 回会期で 2021 年 6 月 23 日に開催された、世界的対応を含めた、女性性器切除の多部門的防止と対応に関する高官パネル討論会の概要を提供するものである。このパネル討論会は、女性性器切除の慣行に関する新たなパターンと懸念に対処し、ジェンダーに対応した権利に基づく介入の開発で明らかにされた有望な慣行のいくつかに光を当

て、世界的な流行病の状況で、あらゆるレベルでの持続可能な行動を確保する方法を提案した。

## I. 序論

1. 決議 44/16 に従って、人権理事会は 2021 年 6 月 23 日に女性性器切除に対する世界的対応を含めた多部門的防止と対応に関する高官パネルを開催した。同決議の中で、理事会は国連人権高等弁務官に、第 50 回理事会に提出されるパネル討論会に関する概要報告書を準備するようにも要請した。交換パネル討論会のウェブキャストは、アーカイブに入れられ、オンラインで見ることができる。

2. 高官パネル討論会は、人権理事会議長 Shameem Khan が議長と務めた。開会ステートメントは、国連人権高等弁務官 Michelle Bachelet とブルキナファソ大統領であり女性性器切除撤廃の推進アフリカ連合議長に代わってブルキナファソ女性・国内連帯・家族・人道行動大臣 Helene Marie Christian Kabore によって行われた。高官パネルは、FGM をなくす欧州ネットワークの理事長である Anna Widegren が司会を務めた。パネリストは、国連人口基金(UNFAP)の事務局長である Natalia Kanem と UNFPA ジュネーブ事務所の所長である Monica Ferro とアフリカ連合委員会の社会問題コミッショナーである Amira Elfadil Mohammed Elfadil とインドネシアの女性に対する暴力国内委員会(Komnas Perempuan)のコミッショナーである Bahrul Fuad であった。

## II. 開会ステートメント

3. 開会の言葉の中で、人権高等弁務官は、女性性器切除は、世界中で、女性と女兒に悪影響を及ぼす重大な人権侵害であり、90 か国以上に存在することであると述べた。彼女は、コロナウィルス病(COVID-19)の流行に先立って、以前に女性性器切除を受けたことのある生存している女性と女兒は 2 億人以上いて、少なくとも 400 万人の女兒が毎年その危険にさらされていると見積もられていると述べた。彼女は、中等教育が女性性器切除の危険を減らすが、流行病の結果のために、さらに 2,000 万人の女兒が決して中等教育に戻って来ないかも知れないと付け加えた。高等弁務官は、さらに、有害な慣行の防止と撤廃が優先され、COVID-19 の国内対応計画と人道行動に統合されない限り、多くの女兒は、2020 年までに女性性器切除を受けるより高い危険にさらされるであろうことを説明した。

4. 彼女は、さらに、ジェンダーや障害に基づくもののように、重なり合う形態の差別によって、追加の危険にさらされる女性や女兒もいると述べた。精神的・身体的害悪を含めた人権侵害に加えて、高等弁務官は、女性性器切除が国々に与える否定的な経済的インパクトも非常に大きいと述べた。断固とした行動がなければ、人口が増え、より多くの女兒がこの手続きを受けるので、経費は 2050 年までに跳ね上がることもある。多くの国々で、女性性器切除を防止し撤廃するために努力が払われてきていることは認めるが、彼女は、2030 年までにこの慣行を撤廃するための進歩は、流行病に先立ってすでにあまりにも遅く、

流行病がこの努力をさらに妨げてきたことを指摘した。仕事と所得の喪失、学校の閉鎖及び第一線の専門家、政策策定者、ドナーの変化する優先事項が、女性性器切除の高い危険につながってきた。高等弁務官は、パートシップを強化し、何よりも女兒と女性自身を巻き込む多様なステイクホルダーと学際的な権利に基づくジェンダーに配慮した取組を優先する必要性にも言及した。彼女は、伝統的・宗教的指導者、保健・教育・ソーシャル・ワーカーのような関連する専門集団及び政治・司法・法律施行・入国管理・その他の当局ともっとかかわることを要請した。彼女は、さらに、害を起こさずに女性と女兒の人権を侵害せずに、その価値を満たす方法を集団で探求して見出すために地域社会との関りをさらに要請した。

5. それから高等弁務官は、包括的で学際的な取組は、この慣行がいかに重なり合う形態の差別とその他のジェンダー不平等の根本原因と関連しているかを考慮に入れることが必要であることを意味していることを強調した。彼女は、対応が、部門にわたって調整されなければならない、公的・私的ステイクホルダーを巻き込み、公的・私的投資で適切に資金提供されなければならないことを強調した。彼女は、包括的な取組は、女兒と女性に情報・教育・保健ケア・社会サービス・司法へのアクセスがなければならないことも意味するをつけ加えた。彼女は、国・地域・世界の説明責任機関のみならず、国の人権機関の貢献を得て、強力な説明責任メカニズムが含まれる法律とプログラムを持つことが必要であることも必要であるとも述べた。

6. 高等弁務官は、多くの国々でみられる有望な慣行のいくつかを分かち合った。一つの例はブルキナファソの行動計画であり、これは女性性器切除を根絶するため法律の実施を監視するために、13の省庁、女性団体、宗教と地域社会の指導者、法律執行担当官及び裁判官を集めた。タンザニア連合共和国では、少なくとも6つの省庁が、首相と大統領事務所の調整の下で、この慣行に対処する行動を取った。彼女は、国際協力が、女性性器切除に対応するもう一つの基本的要素であることを観察した。この点で、高等弁務官は、エチオピア、ソマリア、ケニア、ウガンダ及びタンザニア連合共和国の間の西アフリカでの国際的な国境を越えた女性性器切除と取り組む2019年の地域省庁間宣言と行動計画を歓迎した。彼女はさらに、女性性器切除をなくすためのアフリカ連合の大陸の努力を好事例として推奨した。

7. 高等弁務官は、女性性器切除は防止することも止めることもできることを想起した。沈黙が破られ、すべての声が聴かれ、すべての現実が知らされなければならない。高等弁務官は、高官パネルが、好事例に光を当て、それらを増幅し、この恐ろしい慣行に対する新しい公約と合同の行動を奨励する重要な場を提供することを強調することにより締めくくった。

8. ブルキナファソの女性・国の連帯・家族・人道行動大臣は、ブルキナファソの指導の下で、人権理事会が決議44/16を採択したことを想起した。彼女は、いくつかのアフリカ諸

国で、かなりの進歩、特に女性性器切除防止のための法的・制度的枠組みの設立がなされてきたことを述べた。その元気づけられる進歩にもかかわらず、世界保健機関によれば、15歳未満の5,000万人以上の女兒が、もし国際社会が断固とした行動を取らなければ、2030年までに女性性器切除を受ける危険にさらされる。彼女は、あらゆるレベルで、完全な相乗作用で、女性性器切除をなくし、2030年までにこの慣行のゼロトレランスの目標を達成するために、決意をもって行動するよう万人に要請した。

9. 彼女は、COVID-19の流行を特徴とする現在の状況が、女兒と女性をさらな危険にさらしていることをさらに強調した。従って彼女は、国際社会の国家、指導者、技術・財政パートナーに、女性性器切除を防止し、撤廃するために、財政資金を動員し、それを配分することにより、理事会決議44/16の要請に従うよう厳かに訴えた。彼らは、2030年までに女性性器切除に対するゼロ・トレランス達成のために、調整され、補い合う行動に、関係者の参画を推進する世界的イニシアティブも実施するべきである。

### III. パネリストたちの貢献

10. 導入の言葉の中で、司会者を務めたFGMをなくす欧州ネットワーク事務局長は、欧州には、60万人以上の女性性器切除のサヴァイヴァーがおり、欧州17か国だけでもこの有害な慣行を受ける危険にさらされている女兒と女性がさらに19万人いることを説明した。彼女は、2020年にFGMをなくす欧州ネットワークによって発表された世界報告書で示されたように、90か国以上で女性性器切除が存在しているにもかかわらず、世界的な数字は31か国からの蔓延推定に基づいているだけであると述べた。彼女は、女性性器切除をなくし、サヴァイヴァーを支援する包括的で、調整された人権に基づく取り組みを達成するための基本的要素は、政府機関、市民社会、専門家そして最も重要なのは悪影響を受けている地域社会を含め、すべての関連行為者の間に効果的に橋を築くために、政策とサービス提供レベルで、異なった部門の間の作業を調整するために多様なステイクホルダーのプラットフォームの設立であると付け加えた。彼女は、そのような多機関調整メカニズムは、水平軸の上に部門を繋げるために、各国政府によって所有され、指導され、垂直軸の上に、国・地域・地方レベルを含め、ガバナンスの異なったレベルを繋げるような多層的な介入を保障しなければならないことを強調した。彼女は、統合された政策の推進が、「女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスを防止し、闘うことに関する欧州会議条約」に沿ってジェンダーに基づく暴力と闘うためのカギとなる戦略であることも強調した。この「条約」は、女性性器切除が欧州の問題であることを認める初めての法的に拘束力のある条約であった。

11. FGMをなくす欧州ネットワーク事務局長は、この団体は、欧州連合レベルで、先制措置、教育、公共サービスの強化、防止と支援措置、専門家の能力開発及び司法への被害者を中心としたアクセスに重点を置くことになるこれから出る欧州連合の勧告が、国レベルでより効果的なインパクトを達成する多様なステイクホルダーの調整メカニズム



を推進するであろうことを保障することにコミットしていると述べた。彼女は、女性性器切除に関する法律、政策、サービス、データ収集について調べた欧州 14 か国で行われた調査が、女性性器切除と取り組むことに献身している多機関調整メカニズムの存在に関連する混合したパノラマを明らかにしたことを強調した。フィンランド、ドイツ、オランダ、ポルトガル、スウェーデンを含め、完全に機能する機関間調整メカニズムを有しているところもあるが、全くないところもあり、地方レベルでのみ有しているところもある。最後に、彼女は、欧州会議と欧州連合に、全欧州諸国で女性性器切除に対する包括的な取組を確保するために国レベルで政策調整を推進する際に一層の役割を果たすよう要請した。

12. UNFPA の事務局長は、理事会決議 44/16 の中で、女性性器切除は、人権侵害であり、一形態のジェンダーに基づく暴力として対処されていると述べた。彼女は、推定 390 万人の女児が毎年切除されており、これは、もし現在の努力が促進されなければ、2030 年までに 460 万人まで増えることもあると述べた。彼女は、不均衡ではあるが、進歩があり、アフリカでの広がり全体的な減少の証拠もあり、これが、特にブルキナファソ、エジプト、エチオピア、ケニア、リベリア、トーゴ及びタンザニア連合共和国で見られると述べた。彼女は、COVID-19 の流行が学校を打ち砕き、プログラムを破壊したので、さらに 200 万の追加の女性性器切除事件が来る 10 年にわたって起こることもあると付け加えた。彼女は、UNFPA と国連子ども基金(ユニセフ)の「女性性器切除撤廃に関する合同プログラム」の野心をくじくどころか、この流行病は、その決意を研ぎ澄ましたと述べた。その結果、2020 年に、430,748 名以上の女性と女児が保健サービスを受け、UNFPA とユニセフの合同プログラムのおかげで、社会・法律サービスにアクセスした。合同プログラムは、女性性器切除防止・保護サービスを COVID-19 流行対応計画に統合するためにも活動した。

13. 彼女は、2020 年現在、「合同プログラム」がカバーする 17 か国のうち 14 か国が、最近ではスーダンが、この慣行を犯罪化する法律を採択したことを強調した。これら法律は、数多くの逮捕と有罪判決という結果となり、強力な抑止力として作用した。それから彼女は、深く根付いた慣行には、法律の施行以上のものが必要であり、教育、保健、社会保護、司法、公的情報、開発計画、金融、ジェンダー平等及びその他の部門でステイクホルダーを動員する一致した努力が必要であろうことを強調した。

14. 彼女は、議員、国内人権機関、市民社会団体、女性と青年活動家、人権擁護者全員が、効果的変革を推進する努力を監視し、推進するためにエンパワーされる必要があることを強調した。彼女は、意味ある市民の関りは、公的情報への透明性のアクセスにかかっていることを付け加えた。彼女は携帯技術を用いて、関連するリアルタイムの情報で何万人もの女性、若い人々と活動家を備えさせてきたウガンダの U 報告と呼ばれるイニシャティヴに言及した。彼女は、説明責任に対する包括的取り組みを採用するよう地域団体と個々の加盟国を鼓舞してきた人権理事会決議 44/16 に対して感謝を表明することによって、話を

締めくくった。彼女は、「持続可能な開発目標」のターゲット 5.3 を達成し、社会変革の推進者としてすべての行為者、特に危険にさらされている女性と女兒とサヴァイヴァーを動員できる構造と、政治的意思をマッチさせることにより、女性性器切除とすべての有害な慣行をなくすための集団的行動を強化するために、決議の夢とガイダンスに基づく必要があると述べた。

15. アフリカ連合委員会の社会問題コミッショナーは、女性性器切除の撤廃を促進する際に、人権の結びつきが極めて重要であると述べた。この点で、アフリカ連合委員会は、大陸の資源、行動、監視、通報、説明責任を動員する目的で、2019年に、「女性性器切除 Sleema イニシャティヴ」を開始していた。彼女は、2019年のアフリカ連合総会決定 737 で、アフリカ連合委員会は、スケールの大きい監視と通報を促進して、説明責任枠組みを設置するよう要請されていると述べた。彼女は、委員会は現在、加盟国のための技術的・法的ガイダンスを立案していることを付け加えた。彼女は、人権理事会決議 44/16 と最近開始された女性性器切除についての国内レベルの調査を行うことに関する手引きを含め、世界的な努力を反映しつつ、委員会は、政策と政治活動を拡大することを求め、パートナーシップを強化し、ジェンダーに基づく暴力をなくし女兒と女性の人権を保護する公約を果たすために加盟国を動員する作業を拡大し続けるであろうことを強調した。彼女は、そのようなパートナーシップを強化し、説明責任を育成することが、組織の取組の信条であると述べたが、これは、草の根レベルのステイクホルダーと関わり、調整を改善するために、サヴァイヴァーを含め、若い人々と女性にリーチアウトしてきた。彼女は、委員会が、特にアフリカ連合の高官政治フォーラムへの参加を保障することにより、その対応の核心に女性性器切除の若いサヴァイヴァーを置くためにも活動してきたとも述べた。

16. 彼女は、アフリカ連合委員会の比較的有利な点は、アフリカ大陸の生活、地域社会、見直しを変革する義務を遂行する際に、55の加盟国にわたって、ステイクホルダーの関りを促進するためのその結集力、その法律と政策プラットフォーム及びその能力にあると述べることによって話を終えた。アフリカの「スポットライト・イニシャティヴ」地域プログラムのような投資は、ジェンダーに基づく暴力と有害な慣行に対処し、人権を強化することに重点を置いて、マンデートを前進させるために必要な重要な能力と支援を貸していた。

17. インドネシアの「女性に対する暴力国内委員会」のコミッショナーは、女性性器切除の慣行は、女兒が生後4か月に達する前に半数以上の事例が起こる状態で、インドネシアで、大きく広がっていると述べた。彼は、これは宗教的要件、通過儀礼とみられ、医療化と結びついて、女兒にとっての大きな害悪という結果となったと述べた。彼は、国内委員会が、証拠に基づくアドヴォカシーのために、インドネシアで、女性性器切除に関する3つの調査を行ったと述べた。一つの調査で、回答者の53%が出血を報告し、52%が性欲の減少を報告し、2%が不妊を報告したことがわかった。さらに女兒が女性性器切除の結果として、長引くトラウマを経験したこともわかった。経済的には、いくつかの地域で起こる

儀式も、追加の家計支出に寄与した。彼は、これら結果のフォローアップとして、儀式が伝統的・宗教的指導者との対話を増やし、戦略的パートナーシップを築き、この慣行の牽引力についての理解を高める省庁の代表者の能力を強化したと述べた。これは、宗教指導者、学界、市民社会団体より成るアドヴォカシー・コンソーシアムも設立した。そのようなアドヴォカシーの結果として、女性のエンパワーメントと子ども保護省は、インドネシアの若い人々、宗教指導者、家族を対象とした女性性器切除撤廃のためのアドヴォカシー・ガイドラインを開発した。

18. 彼は、その集団的努力を通して、女性のエンパワーメントと子ども保護省が、その他の主要省庁と共に、インドネシアで2030年のための女性性器切除撤廃のための多部門的な道程表を開発したことを強調したが、その道程表は、それぞれの部門の役割を明確に概説し、その公約に対して説明責任を持たせた。彼は、女性性器切除が幼い子どもに行われ、話が両親または家族からの二次的報告に基づいていることを仮定して、特に重要である正確なデータの収集のような残る課題を強調することにより話を終えた。彼は、インドネシア政府が、アドヴォカシー・コンソーシアムを動員し、強化し、女性性器切除の防止と撤廃にかかわる省庁と専門家の数を拡大し続けることを計画していると述べた。

#### IV. 討論の概要

19. 意見交換討論中に、共同声明を出すためを含め、会場から発言した者もあり、その中の一つは約145の代表団の共同提案であった。以下の加盟国が発言した: アンゴラ、オーストリア、ベルギー、カメルーン、エジプト、エチオピア、ガーナ、イラク、イタリア、ケニア、モーリタニア、モナコ、ナミビア、ニジェール、ノルウェー、ポルトガル、セネガル、南アフリカ、スーダン、スイス及びタンザニア連合共和国。以下の代表団は、時間切れのため、発言できなかった: カンボディア、エクアドル、フランス、イスラエル、英国、米国。

20. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関と欧州連合も発言した。以下の市民社会団体がステートメントを出した: アジア太平洋女性リソース調査センター、子ども擁護インターナショナル、ジュネーヴ人権: 形成インターナショナル、国際家族計画連盟、Rencontre africaine pour la defense des droits de l'homme。

##### A. 女性性器切除: 流行病と経済的ショックによって悪化する世界的懸念

21. 発言者たちは、女性性器切除は、世界のすべての地域、つまり先住民族と飛び地社会を含め、アフリカ、アジア、中東、ラテンアメリカ、欧州及び北米で起こっているという証拠が増えていると述べた。そのような場所で女性性器切除を受けてきた女兒と女性の正確な数は、データ格差のためにわからないままであることが述べられた。

22. 発言者たちは、悪影響を受けている母集団の中で、女性性器切除の慣行を強化している脆弱性の繋がった要因---年齢、ジェンダー、識字及び貧困状態---を述べた。彼らは、各

国政府が根絶のために取っている様々な法律、慣行、政策を概説して、女性性器切除は、撤廃しなければならない有害な致命的慣行であることを強調した。彼らは、女性性器切除は、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの完全実現に対する障害であり、ジェンダー平等と基本的人権の完全実施に関する「持続可能な開発目標」の集団的達成に対して継続して破壊的であり続けていると述べた。

23. ほとんどの発言者は、この慣行が、いかに医療化のような新たに出現した形態によって、ある状況ではさらに複雑化されたかを強調した。2020年現在、以前に女性性器切除を受けたことのある生存している約2億人の女児と女性のうち、およそ4人に1人または5,200万人が保健職員によって切除されていた。発言者たちは、この慣行の医療化が、健全で正常な組織を除去したり損傷したり、女児の身体の自然な機能を邪魔したりするので、人権に対する害悪を減らしたり、保健上の危険をなくしたりはしないことを強調した。むしろ彼らは、これが有害な慣行によって悪影響を受ける女性と女児の増加する広がりや危険を助長することを認めた。

24. 発言者の中には、女性性器切除が、COVID-19の流行によってさらに悪化したことを指摘する者もあった。彼らは、ほとんどの国の人道・COVID-19対応計画が救命的でもなく、女児と女性の強靱性にとって重要であるとも考えられないので、これらには最初、女性性器切除の防止と対応介入は含まれないと述べた。同時に、COVID-19への対応は、アウトリーチと監視と学習のために情報技術を利用する革新的方法を生んだ。世界の地域社会が、ますます長引く危機に直面するに連れて、発言者たちは、人道的備えと対応計画が女性性器切除を防止し、対応する介入の統合を含むことを保障するために、直接投資とより強い公約を増やす必要性を強調した。人道行為者は、公正な社会と経済開発を達成し、人道・回復の状況を含め、女児が誰も取り残されないことを保障する際に、女性性器切除撤廃の重要な役割を認めることにより、「持続可能な開発目標」ターゲット5.3を一層自分のものとする必要があることが述べられた。

25. 発言者たちが述べたもう一つの傾向は、この慣行を撤廃する何十年もの努力を損なってきた国際的な、国境を越えた女性性器切除であった。これは、女性性器切除を違法とする国から違法としないまたは既存の刑法に基づいて女性性器切除事件を訴追する際に治外法権を持たない国へ旅する時に起こる。

26. 発言者の中には、世界的に年間約140億ドルにもなることもある女性性器切除の治療が保健制度と国の予算に課すかなりの経済的重荷に言及した者もあった。2020年には、世界保健機関は、女性性器切除によって引き起こされた病状を持って暮らしている女性のための保健ケアの経費を計算するツールを開始した。これは、もし女性性器切除が廃絶されるならば、関連する保健経費の貯蓄が、60%以上になることを示している。「女性性器切除撤廃 UNFPA-ユニセフ合同プログラム」が統計を有している30か国のうち27か国で利用できるデータに基づくこの経済議論は、この慣行をなくすさらなる理由として述べら

れた。

## B. 女性性器切除を撤廃する努力における進歩と課題

27.その発言の中で、代表団は、理事会が特に国の調整メカニズムを設置するよう各国に奨励し、女性性器切除を撤廃するための包括的で、多部門的で、権利に基づく措置を取るよう各国に要請した理事会決議 44/16 に従って遂げられた進歩の例を報告した。これらイニシヤティブには、国連機関と並んで、様々な政府の部門と市民社会団体からのステイクホルダーの関りと調整が含まれる。タンザニア連合共和国では、政府が、2018年から2022年までの女性に対する暴力をなくすための国内行動計画の実施と女性性器切除事件を監視し、保健・地域社会開発・ジェンダー・子ども省との合同の地域社会意識啓発努力を行った国のすべての警察署に設立されたジェンダーと子どもデスクの作業を通して、女性性器切除を撤廃するその公約を追求した。ガーナでは、いくつかの政府機関、特に、女性性器切除の通報された事件の被害者支援するための支援センター、活発なホットライン、携帯アプリと並んで活動しているジェンダー・子ども・社会保護省と国家警察のドメスティック・ヴァイオレンス・ユニットが、この慣行の根絶に向けて合同で活動した。ケニアは、イニシヤティブ、意識啓発、女性性器切除に反対するアドヴォカシーを通して、ケニアで女性と女児の尊厳を支持し、エンパワーメントを強化する目的で、女性性器切除と闘うための理事会を設立した。ケニアは、国家と非国家機関によって行われる法的・制度的・政治的行動によって支援される、15歳から49歳での女性の間で年間4.3%の漸進的減少でこの慣行を減らす際の進歩も報告した。

28.代表者が分かち合った進歩のさらなる例には、「人口学的健康栄養調査」の結果によれば、女性性器切除の国の蔓延率が1998年の5%から2006年の2.2%にまで、さらに2012年の2%にまで減少したことを示しているニジェールが作成した報告書が含まれた。この減少は、法的・制度的措置のためであった。これら結果に、2003年6月の女性性器切除の加害者を犯罪化し罰する法律、母集団を対象とした意識啓発活動、女性性器切除と闘うための行動の調整ユニットの創設が続いた。スーダンは、あらゆる部門の動員が、女性性器切除を犯罪化する法律の採択で、2020年7月に頂点を迎えたと述べた。

29.スイスは、2016年に、協働、刑事訴追、医療ケアのような柱に基づく統合された、学際的取り組みを目的として、情報、カウンセリング、防止、訓練に重点を置いて、女性性器切除に反対するネットワークを設立したと述べた。女性性器切除の被害者とサヴァイヴァーのための地域と州の連絡先も設立された。2021年に、フランスは、この慣行についての知識と意識を高める目的で、女性性器切除をなくすことに献身する欧州オンライン知識プラットフォームを開始した。

30.エチオピアは、宗教間会議、市民社会団体及び伝統的な地域社会指導者の努力と並んで、特に早期子ども結婚と女性性器切除をなくすための国内同盟の作業のために、国内の女性性器蔓延率のかなりの減少を述べた。エジプトは、この慣行を犯罪化し、これに対する制

裁を増加する規定を含め、女性性器切除を防止するために2021年にその法律を拡大する努力について報告した。新しい修正法は、女性性器切除の医療化に対処した。この慣行にかかわっていることが分かった医者とその他の医療職員は、5年間職務停止を受けた。リベリアでは、2022年2月に、女性性器切除を禁止するために2018年に出された行政命令に続いて、規制メカニズムが設置されるまで3年間、政府が、女性性器切除の一時停止を設置した。イラクは、その国内法が、女性性器切除を女性の権利侵害であると考え、保健職員にはさらに重い刑を課して、加害者の懲役により罰することができるかと述べた。その根絶に対する協力の重要性を認めて、イラクは、特にクルド人地域で、それぞれの部門が献身的な役割を持って、労働・司法・保健を含め、協力プログラムには女性会議と様々な省庁がかかわっていると報告した。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関は、2030年までに有害な慣行を支援する規範を変えるために、アフリカ伝統的指導者会議との協力枠組みを設立したと述べた。

31. 発言者の中には、変革の担い手として、市民社会団体、女性団体及び若い提唱者たちの重要な役割を指摘した者もあった。その関係で、リベリアでは、欧州連合の「スポットライト・イニシャティヴ」、ユニセフ及び子ども擁護インターナショナルからの合同の努力が、モントセラド郡とグランド・ケイプ・マウント郡での有害な慣行の防止と対応に関して、300名の女兒を訓練した。ソマリアの「ソマリランド」では、国際家族計画連盟が、1,000名の女兒に女性性器切除に関連するカウンセリングと臨床サービスを提供し、この慣行の有害なインパクトに関連する学校のプログラムを通して、さらに1,000名の親と若い人々にリーチ・アウトした。発言者たちは、アフリカ、アジア、北米のいくつかのその他のイニシャティヴにも言及した。

32. 発言者の中には、国内人権機関の貢献、特にその監視役割を通して行われる保護義務を強調した者もあった。2020年に、UNFPAは、女性性器切除を撤廃するために国内人権機関による公的調査を行うための入門書を開始した。

33. 国際・地域協力は、女性性器切除を防止し、対応するためのその他の基本的要素として述べられた。発言者の中には、国々にわたって、または国々の間で健全な政策と強化された協働の採択を保障する際の地域団体の役割を強調した者もあった。2012年に、フランス語圏国際団体の議会総会で、女性性器切除に反対する決議と有害な慣行を非難する男女間の平等を推進するための戦略を採択した。ポルトガルは、女性性器切除を含め、ジェンダー平等と女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の根絶に対するポルトガル語を話す国々の協同体の公約を強調した。この公約は、2019年1月11日に採択された女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力と闘うことに関するポルトガル語を話す国々の協同体の第8回議会総会の選挙区民宣言と最終宣言に反映されている。

34. 発言者たちは、撤廃努力を追求するために適切な財政資金を提供することの重要性に関して合意した。代表団の中には、その国境内で協力・開発政策を通して、この慣行と闘

う公約を繰り返し述べる者もあった。カンボディアは、女性を支援し、女性の権利に関する国内行動戦略計画を実施するために開発された国の現金の流れ計画に言及した。イタリア開発協力機関は、「女性性器切除撤廃合同プログラム」を含め、2,500万ユーロ以上の投資で、2004年以来、女性性器切除との闘いを優先事項としてきた。フランスは、西アフリカと中央アフリカの女性・思春期の若者・子どもの性と生殖に関する健康に関するイニシアティブに資金を提供し続け、2021年の「世代間合同フォーラム行動連合」の下で性と生殖に関する健康と権利にも投資した。米国は、その法的禁止の枠組みを強化しつつ、全世界で女性性器切除をなくす手助けをするために、2,500万ドル以上を寄付してきた。その「スポットライト・イニシアティブ」を通して、欧州連合は、女性性器切除を含め、性的なジェンダーに基づく暴力と有害な慣行の撤廃に関して、アフリカのプログラムに資金提供する際に、2億5,000万ユーロ以上を提供してきた。

35. 代表団の中には、進歩を維持し、「持続可能な開発目標」を達成する能力に、COVID-19流行が与える否定的インパクトを含め、理事会決議44/16で強調された課題を繰り返す者もあった。発言者たちは、2030年までにこの慣行を撤廃し、「持続可能な開発目標」のターゲット5.3の達成に貢献するためには継続した監視が極めて重要であると感じた。加害者を訴追し、女性性器切除の被害者とサヴァイヴァーに救済策と補償、保健ケアとサービス、精神衛生と心理的カウンセリング、法的支援と社会経済的再統合サービスを提供する効果的措置の欠如が、危険にさらされているまたは女性性器切除を受けた女性と女兒の完全で平等で積極的で意味ある参画を保障する政策、プログラム、サービスの立案、実施、監視における行動の欠如に対処する必要性と同様に、首尾一貫して強調された。

### C. 持続可能な結果のために公約を行動に変える

36. 発言者たちは、知識と態度の直接的変革を超えて、介入の長期的な維持されるインパクトを保障する必要性を論じた。発言者の中には、維持される変革には、様々なレベルの介入が必要であることを強調した者もあった。これは、以下の3つの要素を考慮に入れることを意味するであろう：①強力な説明責任メカニズムが含まれる法律と政策の採択、②流行病にかかった女兒と女性のための調整された、アクセスできる、質の高い対応の提供、③ジェンダー規範、性役割と固定観念、男児間の不平等な力関係及び女性と女兒に対する差別。そのような行動は、この慣行の完全廃絶という目標を持って、適合され、概念化されたものでなければならない。

#### 1. 部門横断的対応を築く目的で世界的・国内的パートナーシップを拡大する

37. 発言者たちは、女性性器切除の撤廃を促進するために、世界的・地域的イニシアティブに行動の根をおろす必要性を認めた。そのようなイニシアティブには「私たち共通のアジェンダ」と題する事務総長の報告書と彼の人権行動への呼びかけ、ジェンダーに基づく暴力と身体的自治と性と生殖に関する健康と権利に関する「世代間平等フォーラムの行動連合」、2019年にナイロビで開催された「国際人口開発会議サミット」、女性性器切除撤廃

に関する行動の 2019 年のワガドゥグーの呼びかけ及び 2019 年のアフリカにおける子ども結婚と女性性器切除撤廃のための行動のカイロの呼びかけが含まれる。

38. 発言者たちは、女性と女兒、その家族、地域社会と社会全般のエンパワメントを目的としている「国際人口開発会議の行動計画」に述べられている目標を実施することが、2030 年までに、「持続可能な開発目標」の達成に取って必要であると述べた。発言者たちは、「人口開発国際会議ナイロビ・サミット」に言及した。この「サミット」で、国家と市民社会団体を含めた 250 名のステイクホルダーが、進歩を促進するための統合された取り組みを採用することにより、ジェンダーに基づく暴力と子ども結婚、早期・強制結婚と女性性器切除の有害な慣行に対処することにコミットした。発言者たちは、継続する集中した世界的な多部門的動員が有害な慣行を防止し、根絶するために極めて重要であることで意見が一致した。

39. 女性性器切除の医療化と闘うことに関しては、発言者たちは、有害な保健上の結果についての意識を啓発するだけではこの慣行を根絶するには十分なではないことを認めて、行動は保健ケア提供者が女性性器切除を行うことを止める世界戦略に沿ったものであることを勧告した。

40. 発言者たちは、2021 年に、ジェンダーに基づく暴力と有害な慣行に反対する非差別的な、法的・政策的枠組みを推進するジェンダーに基づく暴力に関する「世代間平等フォーラムの行動連合」の下で、数多くのステイクホルダーが公約を行ったことを強調した。そのようなステイクホルダーには、各国政府、国際・地域団体、何千人ものフェミニスト活動家、草の根の先住民族の地域社会を基盤とした団体の指導者、青年の指導者及び民間の財団や民間部門からの代表者が含まれていた。パートナーシップへの重点を通して、世代間平等フォーラムの行動連合は、各国政府、市民社会、国際団体、慈善団体、民間セクターを 2026 年までに、4 つの具体的行動、つまり、①機能的な政策・法律・資金の環境を生み出すこと、②証拠が牽引する防止プログラム形成を規模拡大すること、③サヴァイヴァーのための包括的で、アクセスできる、質の高いサービスを規模拡大すること、④その専門知識を生かすために、自治的な女兒が指導する女性の権利団体を可能にし、エンパワーすることを通して、ジェンダーに基づく暴力の撤廃と防止に向けて変革的進歩を遂げるために動員した。

## 2. 法律、政策、計画の採択と実施

41. 発言者たちは、すべての行動は、国内開発、人権、公共の保健優先事項と女兒と女性に対する暴力と闘うより一般的な努力に統合されなければならないことを強調した。女性性器切除の慣行をなくす解決策は、家族レベルのみならず、制度的・社会的レベルでの防止、保護、ケアを含んでいなければならない、これには、各国政府、国連システム、市民社会及びあらゆる部門のコミットメントが必要となる。

42. 発言者たちは、女性性器切除をなくす包括的取り組みは、危険にさらされている女兒



と女性とサヴァイヴァーのための司法のみならず、情報、教育、保健ケア、社会サービスへのアクセスを意味することを強調した。彼らはさらに、効果的な監視、インパクト評価及びすべての関連ステイクホルダーの間のプログラム調整のための明確なターゲットと指標を持って、国の行動計画と戦略が適切に資金提供され、目標のための時系列が確立されることを保障する必要性を強調した。彼らは、建設的な反省と革新的で、一致した、補足的行動に資金提供するための戦略を要請した。

43. 発言者たちは、伝統的・宗教的指導者、保健、教育、ソーシャル・ワーカーのような関連する専門家集団、政治、司法、法律施行入国管理部門を含めた様々な部門の当局をかかわらせることにより、女性性器切除の防止に重点を置く必要性を強調した。害を引き起こし、女性と女兒の人権を侵害することなく、その価値を尊重する方法を集团的に探究し見つけるために地域社会にかかわることも概説された。これには水平的にも垂直的にも調整戦略が必要であろう。水平的調整戦略には、教育、保健、司法、社会福祉、法律施行、入国と亡命、通信とメディア部門を含め、部門全体にわたる機関の参画が含まれる。垂直的調整は、議員、国内人権機関、伝統的地域社会指導者と宗教的権威、保健ケア提供者、市民社会、人権団体、青年団体、両親、法的後見人と家族並びに女性と女兒並びに男性と男児を含め、国内・準国内・地域レベルで、ステイクホルダーをまとめる。発言者たちは、女性性器切除をなくす戦略の重要な部分として、性と生殖に関する健康と権利を含め、女性と女兒によるすべての人権と基本的自由の享受を保護し、可能にする法律、政策・プログラムの実施を国家が採択し、促進する必要性も強調した。

44. COVID-19 流行の状況で、発言者たちは、意識を啓発し、そのような慣行を犯罪とする国内行動計画と措置を採択し、女性性器切除の被害者に補償と完全な救済策を保障することにより、COVID-19 流行のインパクトを考慮に入れて、協力して新しい戦略を開発するよう国家に要請した。女性性器切除の国境を越えた慣行に関連して、代表者たちは、この慣行を禁止してきた国々に、準地域的法律と政策の採択を通して、有害な慣行を認めている国々で、女性性器切除の手続きを行うことを国民に思いとどまらせるために慎重な措置を取るよう奨励した。

### **3. 有害な社会規範とジェンダー規範を変えるための女性、女兒、地域社会及びその他のステイクホルダーのエンパワーメント**

45. 発言者たちは、地域社会内部から出てくる変革だけが持続可能であろうことを強調した。発言者の中には、国家、指導者、技術的・財政的パートナーを含めたすべてのステイクホルダーに、世界的な政府間イニシアティブを通して、関係者の参画を推進するよう要請する者もあった。発言者たちは、女性性器切除の慣行を撤廃し、誰も取り残さないことを保障する努力は、難民の移動女性と女兒、農山漁村と遠隔の地域社会で暮らしている女性と女兒及び若い女兒を含め、重複し重なり合う形態の差別に直面している女性と女兒を対象とするべきであることを強調した。女性性器切除と闘う努力も、変革の担い手とし

ての女性の中心的役割に重点を置き認めるべきである。

46. 発言者たちは、女性性器切除の効果的防止と強化された対応に向けたカギとなる手段には、情報、教育、意識啓発キャンペーンと様々な部門からの専門家の訓練への強化されたアクセスが含まれることを付け加えた。これら努力には、自分の身体について決定する権利について女兒に伝えること及び女性性器切除が女兒と女性の健康と福利に与える否定的結果について男児に伝えることが含まれる。彼らは、調査が、この慣行の有害な結果に関するコミュニケーションが、女性性器切除をなくすことに対する社会文化的抵抗をなくするための触媒であることを証明していることを強調した。国の機関が、女性と女兒の特別なニーズ、特に安全なスペース、シェルター、その他の社会保護サービスのよう情報のアクセス可能性と適切性、基本的保健ケア及びその他のサービスにアクセスする能力の点で脆弱な状況にある者にさらなる注意を払うことが勧告された。

47. 医療化と闘うための努力に関して、発言者たちは、変革の担い手として、保健省、保健ケア提供者及びその専門協会や組合の知識と理解を強化することは、この慣行を止めることに貢献するであろうと述べた。これには、地域社会、医療の場、または企業の場で行われようとも、この慣行の撤廃を提唱する保健政策と議定書の策定、保健ケア、教育、訓練機関のカリキュラムに併発症の防止と管理に関する内容の統合、女性性器切除を防止し、悪影響を受けた女性と女兒に支援を提供する行動を取るよう保健ケア・ワーカーをエンパすること、保健専門家の行動規範とこの慣行に反対する法律を施行するために、法律・保健制度、保健規制機関、保健ケア職員との強化された調整が含まれるべきである。発言者たちは、保健ケア・サービス提供者と宗教指導者のような特定の部門の職業協会と特定の部門の組合の間のネットワークの創設が、「宗教的慣行」としての女性性器切除に対する認識の破壊を促進し、これを永続化する有害な社会規範に挑戦するとも述べた。

48. COVID-19 流行の結果に関しては、代表者たちは、危機を管理し緩和する際の女性と女性団体の重要な役割を想起した。発言者たちは、地方、国内、地域、国際レベルでの危機への対応の立案、実施、資金提供、監視へのその平等で意味ある包摂を要請した。彼らは、悪影響を受けた国が、女性性器切除をなくすために活動している特に草の根の団体に追加の資金を提供し、女性性器切除の問題が、危機対応と回復計画に優先事項として統合されることを保障して、これら機関の活動と新しいイニシアティブを支援し、拡大するために能力開発と技術援助を提供することを勧告した。彼らは、性と生殖に関する健康ケア・サービスが、緊急事態中にサービスの提供を保障するための基本であると宣言されるべきであると述べた。そのようなサービスへのアクセスは、普遍的でなければならず、包括的な性教育へのアクセスもそうあるべきである。

#### 4. あらゆるレベルで説明責任制度を強化する

49. 世界レベルで、発言者たちは、説明責任への包括的取り組みは、「持続可能な開発目標」のターゲット 5.3 を達成するための集団的行動を強化するために取られるべきではな

いかと提案した。国内レベルでは、発言者たちは、最も悪影響を受けた地域社会を明らかにし、課題に対処しつつ、国レベルでの進歩を含め、国際責務の成就において国々を支援するために、国連と地域人権機関への報告と協働を強化する必要性を述べた。発言者たちは、法的・行政的保護に加えて、その他の形態の説明責任メカニズムをエンパワーし、可能にすることが、女性性器切除を撤廃する各国政府の努力を監視し、報告するカギであることを強調した。そのようなメカニズムには、議会グループ、国の人権機関及び地域社会が主導する説明責任メカニズムが含まれる。彼らは、例えば、女性性器切除を行う保健ケア提供者の説明責任を高めるためのプロトコールと行動規範の開発も述べた。

50. 発言者たちは、データ収集を含め、監視制度を設立し強化することが、女性性器切除の医療化や国境を越えた慣行のような新たに出現する問題を追及する手助けとなるであろうことを強調した。代表者たちは、プログラムと COVID-19 の流行のような危機がこの慣行に与えるインパクトを評価するために関連機関を支援する際のみならず、国内の女性性器切除の広がりやインパクトの国内推定を提供するデータを収集する際の国の基本的役割を強調した。発言者たちは、地域社会が主導するデータ収集を支援し、この慣行を撤廃するための監視と通報努力の重要性も強調した。発言者たちは、女性性器切除の防止と撤廃にかかわっている国の機関と部門の役割を高めるようにも各国政府に要請した。

## V. 結論

51. パネル討論会は、女性性器切除を根絶し、被害者とサヴァイヴァーを支援し、適切なサービスと支援を提供するためにより多くのことをする必要のあることを明らかにした。パネルは、伝統的・宗教的・文化的理由は、女性性器切除の根強さに対する言い訳としてもは利用することはできないと述べた。パネルは、「持続可能な開発目標」のターゲット 5.3 を達成し、女性性器切除とすべての有害な慣行をなくす集団的行動を強化するために、人権理事会決議 44/16 に言及する必要性で合意した。代表者たちは、効果的インパクトのためにあらゆるレベルで行為者を動員するために、理事会決議 44/16 の要件に従うよう、国々とすべてのステイクホルダーに要請した。

52. 「持続可能な開発目標」のターゲット 5.3 の達成を世界・地域・国内イニシアティブに結び付けることをさらに認めることが、女性性器切除の撤廃を促進する際に必要な手段であった。パネルは、全ての国々が、女性性器切除のサヴァイヴァーのニーズを回復させ、これに応えるために立案される包括的な政策と戦略を含む解決策で、国の開発優先事項にこれを統合することにより、女性性器切除に対する闘いをその優先事項にしなければならないことを強調した。

53. 特に家庭と地域社会レベルでのすべてのステイクホルダーの直接的関りは、進歩を促進するであろう。各国政府、国連機関、市民社会及びすべての部門は、知識を普及し、機関や社会全体の意味ある参画を保障することにコミットしなければならない。これら努力には、伝統的指導者、地域社会、家族、女兒と女性、保健・教育・ソーシャルワーカー

を含めた関連職業団体、市民社会、国内人権機関、政治・司法・立法・法律施行・入国管理部門を含めた様々な部門の当局の関りが含まなければならない。最後に、調整された介入が、女性性器切除を防止し、なくすために極めて重要であると考えられた。

## 女性の人権に関する丸一日の年次討論(A/HRC/50/54)

### 国連人権高等弁務官事務所報告書

#### 概要

決議 6/30 に従って、人権理事会は、女性の人権に関する丸一日の年次討論を開催した。報告書含まれている討論の概要は、理事会決議 6/30 と 47/15 に従って提出されている。討論は 2 つのパネル討論、つまり、第一は「障害を持つ女性と女兒に対する暴力」というテーマを中心とし、第二は、「コロナウィルス病(COVID-19)の流行からのジェンダーに平等な社会経済的回復」というテーマに対処するに分割された。

#### I. 序論

1. 2021 年 7 月 5 日と 6 日に、人権理事会は、理事会決議 6/30 に従って、その女性の人権に関する丸一日の年次討論を開催した。討論は 2 つのパネル討論会に分けられた。つまり、第一は「障害を持つ女性と女兒に対する暴力」というテーマに対処し、第二は、「コロナウィルス病(COVID-19)流行からのジェンダーに平等な社会経済的回復」に捧げられた。

#### II. 障害を持つ女性と女兒に対する暴力

2. 第一のパネル討論会は、国連人権副高等弁務官が開会し、国際障害者同盟の人権顧問である Jarrod Clyne が司会を務めた。パネリストは、①女子差別撤廃委員会副議長であり障害者権利委員会の元委員である Ana Pelaez、②障害者連合”Ravenstvo(平等)”の議長である Gulmira Kazakunova、及び③インドネシア障害女性協会議長の Maulani Rotinsulu であった。

##### A. 開会ステートメント

3. 開会ステートメントの中で、副弁務官は、障害を持つ女性と女兒は、ジェンダーと障害が重なり合っているため、その権利に対する障害に直面していると述べた。約 7 億人と推定される障害を持つ女性と女兒の高い数字にもかかわらず、彼女たちは依然として大部分が不可視的であり、その生活に影響を及ぼすほとんどの決定への参加から除外されている。これが彼女たちに対するジェンダーに基づく暴力の危険を高めてきた。障害を持つ女性に対するジェンダーに基づく暴力に関するデータは限られており、そのこと自体が目に見え

ない危機を物語っている。利用できる場所では、データは、障害を持つ若い女性の 40 乃至 68%が、18 歳になる前に性的暴力を経験していることを示していた。

4. あらゆる型の障害を持つ女性と女兒は、彼女たちが直面する暴力の防止と対応のための法律・政策・サービスの立案・開発・実施の中心でなければならない。副高等弁務官は、その完全な参画を推進し、障害に特化した問題やメカニズムのみならず、あらゆる問題とあらゆるプラットフォームでの代表を保障するために、障害を持つ女性と女兒の権利を代表することのできる団体を支援することの重要性を強調した。彼女は、さらに、国内・国際レベルでのあらゆる公的討議へのアクセス可能性が、きわめて重要であることを強調し、パネル討論会を字幕と国際手話通訳とでアクセスできるものにする際のカナダ政府の支援を認めた。

5. 副高等弁務官は、障害を持つ女性と女兒の脆弱性を高めるもう一つの要因として孤立を述べたが、これは、家庭においてまたは施設において、オンラインでもオフラインでもその生涯を通して彼女たちに悪影響を及ぼす。孤児院のような施設では、障害を持つ女兒は、特に意思の疎通や知的障害がある時には、精神的・身体的・性的虐待または暴力に対して機能する苦情申し立てメカニズムへのアクセスを欠くかも知れない。このような女兒は無視され、信じてもらえず、誤解されるかも知れず、このすべてが組織的で継続する暴力に繋がる。孤立は家族と共に暮らしている時にも起こる。例えば農山漁村の貧しい地域では、障害を持つ女兒は、しばしば家族にとっての追加の財政的重荷とみられ、これが無視に繋がることもある。身体障害を持つ者にとっては、輸送の欠如もしばしばその家での閉じこもりと教育へのアクセスの否定につながる。障害を持つ女性と女兒が、水や薪集めのような家事を行っている時には、あまり抵抗できないと考えられるので、暴力の標的となるかも知れない。

6. COVID-19 から生じるロックダウンは、多くの脆弱で周縁化された集団があるので、女性と女兒に対する暴力と虐待の危険をさらに悪化させた。同時に副高等弁務官は、流行病が障害を持つ女性に与えるインパクトを緩和するために、ある国々によって努力が払われてきたことを認めた。そのような努力には、(a)孤立中に、ジオロケーションと心理支援で、チャット・サービスを設立すること、(b)被害者が警察に連絡し情報にアクセスできるようにすること、(c)一日 24 時間、週 7 日間利用できるホットラインを提供すること、(d)法的サービスを数か国語で利用でき、障害を持つ女性と女兒が利用できるようにすることが含まれた。彼女は「持続可能な開発目標 5」は、様々な障害を持つ女性と女兒に対する暴力をなくさずには達成できないと結論づけた。

## B. プレゼンテーションの全体像

7. Mr. Clyne は、障害を持つ女性と女兒に対する暴力は、今日世界で未だに広がっている固定観念と有害な社会規範と家父長的で能力主義者的な社会構造によって生み出される権力と支配に基づく一形態の差別であると述べることによりパネル討論を導入した。障害を

持つ女性と女兒に対する暴力は、その人権侵害と継続する周縁化の原因であり、結果でもある。状況は、人権理事会と人権条約機関の特別手続きによって、理事会と総会によって採択された決議の中で十分に認められてきた。パネル討論会は、障害を持つ女性と女兒が経験している広がった違反を討議し、その相当の注意義務を実施する際に各国が遂げてきた進歩を振り返り、障害者の権利の視点をジェンダーに基づく暴力の防止プログラムに統合する際の好事例を検討する機会を提供した。

8. Ms. Pelaez Narvaez は、障害を持つ女性と女兒に対する暴力の差し迫った状況とこの問題と取り組む際の人権条約機関の役割に対処した。障害を持つ女性と女兒に対する暴力は、世界的な女性のアジェンダに対しても、ジェンダー平等と女性の権利政策におけるそれぞれの国にとっても優先事項でなければならない。

9. 5人の女性中1人は障害を持って暮らしており、12%に比して19%と、男性よりも女性の間で有病割合は高い。助長する要因には、女性と女兒の比較的低い経済的・社会的地位、ジェンダーに基づく暴力、ジェンダーに基づく有害な差別的慣行が含まれた。否定的な固定観念と障害を持つ女性と女兒に対する汚名が、彼女たちを障害を持つ男性に比べて、障害のない女性と比べて、彼女たちを比較的高い暴力の危険にさらした。このような固定観念には、彼女たちを無性または異常性欲と考える幼児化、自分で決定を下すことができないまたは子どもの面倒が見られないという信念、その証言の信用度の欠如が含まれた。

10. 暴力は、身体的力、法的強制、経済的強制、おどし、心理的操作、だまし、誤報という形態で行われ、その中で、自由で情報を得た同意の欠如が基本的構成要素であった。さらに、障害を持つ女性と女兒が受ける暴力の形態の中には、残酷で、非人間的で、品位を落とす扱いは懲罰と考えられるものもあった。そのような暴力には、強制または任意によらない妊娠または不妊手術、自由で情報を得た同意のない医療手続きと介入、精神外科または女性性器切除のような侵害的で取り返しのつかない外科的慣行、孤立と幽閉が含まれることもある。障害を持つ母親からの子どもの隔離は、障害を持つ女性と女兒の人権の侵害であった。暴力の深刻さにもかかわらず、これについてほとんど知られておらず、これと闘うための行動もほとんど取られなかった。

11. 人権条約機関の作業に言及して、Ms. Pelaez Narvaez は、女子差別撤廃委員会と障害者の権利委員会によるそれぞれその権利に関する一般勧告と一般コメントの採択以来、障害を持つ女性と女兒の権利に首尾一貫して対処してきたと述べた。この2つの委員会は、障害を持つ女性と女兒の性と生殖に関する健康と権利に関する障害を持つ女性と女兒に対する共同声明(2018年)とジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連機関(国連ウィメン)と共に、セクハラをなくすことに関する共同声明(2020年)も出した。女子差別撤廃委員会に関しては、障害を持つ女性に関する問題は、特に暴力、教育、雇用と健康に関連して、委員会の最終見解、一般勧告、声明、ガイダンスに組織的に考慮に入れてきた。さらに、障害を持つ女性の状況は、ますます、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃

に関する条約」の「選択議定書」の下で提出される個人通報のテーマとなっている。

12. COVID-19 の流行とその社会経済的インパクトへの対応は、障害を持つ女性と女兒に意地の悪い影響を与えてきた。Ms. Pelaez Narvaez は、法律と政策において、家庭内でも家庭外でも女性と女兒の保護を含め、ジェンダーに基づく暴力に関連するすべての専門サービスが、障害を持つ女性と女兒にとって包摂的でアクセスできるものであることを保障し、障害者のためのサービスや施設で働いているすべての職員を訓練し、暴力事件に関する情報とこれを防止し、認め、通報するためのコミュニケーション・ツールを提供し、すべてのサービスとプログラムと障害を持つ女性と女兒がサービスを受け、暮らしている施設を監視し、暴力の被害者である障害を持つ女性と女兒の回復、リハビリ、再統合を保障し、障害を持つ女性と女兒に対する暴力のすべての事件が発見され、捜査され、適宜、訴追されることを保障し、障害を持つ女性と女兒に対する暴力に関して調査を行って、その人権責務を果たすために、国家が取る必要な措置を強調した。

13. アクセス可能性と包摂性の欠如が、障害を持つ女性と女兒が女性の権利が提唱される行事にアクセスすることを妨げた。例えば、そのような妨げが、障害を持つ女性が 2021 年 6 月にパリで開催された世代間平等フォーラムに参加することを妨げた。アクセス可能性の欠如も、女性の地位委員会のセッションへの参加、女子差別撤廃委員会の公開セッションでのその権利を擁護できること、人権理事会のセッション中に開催される行事に出席することを妨げた。

14. Ms. Kazakunova は、国内レベルで障害を持つ女性と女兒の権利を推進する際に直面した具体的課題を分かち合った。カザフスタンは障害者の団体による長い闘いの後に、2019 年に「障害者の権利に関する条約」を批准したが、それを実施する計画は採択もされなければ承認もされなかった。障害者の権利と保証に関するキルギスタンの 2008 年の法律は、障害者が持つ権利を定義した。しかし、実施メカニズムは、法の施行を保障するためにまだ設立されていなかった。ドメスティック・ヴァイオレンスの防止と保護に関する 2017 年の法律は、障害者には言及しておらず、その結果、国も地方自治体も、障害者に対する暴力のデータを収集せず、その防止を監視もしなかった。データの欠如が、障害者は暴力を受けていないという印象を与えた。

15. Ms. Kazakunova は、それから障害を持つ女性と女兒についての差別的固定観念に言及した。国連開発計画による 2019 年の調査によれば、調査への回答者たちは、障害を持つ男性は、身体満足な女性と結婚できるが、障害を持つ女性は、障害を持つ男性と結婚するべきであると信じていると述べた。調査は、回答者の 6 人に 1 人が、障害を持つ女性は健康な子どもを産むことができず、従って子どもを産むことを禁じられるべきであると信じていることも示した。さらに回答者の 10 人に 1 人は、障害者のセクシュアリティを否定し、彼らには親密な関係は必要ないと信じていた。障害を持つ女性と女兒の汚名と家族への依存が、受けたドメスティック・ヴァイオレンスを通報することを妨げていた。暴力や

虐待について苦情を言う時でさえ、規範や通報手続きは、司法へのアクセスを保障するための十分な保護や保証を提供しなかった。この点で、彼女は、小児脊椎麻痺と診断された26歳の女性に対して加えられたドメスティック・ヴァイオレンスと性暴力事件の詳細を分かち合った。この例は、障害を持つ女性と女兒の保護のために活動する機関や団体の乏しさを含め、そのような暴力が起こる具体的状況を示した。

16. Ms. Kazakunova は、国内レヴェルで、重要な障害が、「女子に対するあるゆる形態の差別の撤廃に関する条約」とドメスティック・ヴァイオレンス法の完全実施を妨げていると述べることにより、締めくくった。そのような障害には、シェルターの不足、警察の怠慢、汚名、政府の能力と知識の限界、COVID-19の流行に関連する継続するインパクトが含まれた。政治プロセスの中には、国際人権責務に従うというキルギスタンの公約を損なうものもあったかも知れない。

17. Ms. Rotinsulu は、COVID-19流行の状況で、障害を持つ女性と女兒に対する暴力に対処する際に直面する課題について詳しく述べた。流行病は、あらゆる型の障害: 身体的・知的・心理的・感覚的障害を持つ女性と女兒に直接的に悪影響を及ぼしてきた。障害者は、その生活のあらゆる側面で不相应なアクセスと機会の欠如のために他の者とは異なったインパクトを経験した。例えば、合理的な宿泊施設の欠如が、社会で積極的な役割を果たすことからほとんどの障害者を妨げた。

18. ジェンダーに基づく暴力に対して、最も脆弱な人は、自閉症スペクトラム障害の女性であり、聴覚・視覚・心理・知的障害を持つ者である。彼女たちの状態は、被害者がその限られた移動性とコミュニケーション能力のために当局に犯罪を通報する可能性が低いとみなされるという事実によって複雑化され、これが繰り返される長続きする虐待に繋がった。

19. Ms. Rotinsulu は、さらに、障害を持つ女性と共にインドネシアで行われたオンラインの重点グループと調査の結果を分かち合った。調査の回答者の80%が、時たま暴力を経験しており、4%はほとんど毎日暴力を経験していた。最も共通した暴力の形態は、辱めの形態での心理的暴力(48%)であり、殴打を通じた身体的暴力(10%)であった。性暴力を経験した者たちは、70%がセクハラの状態であり、15%がレイプであり、10%が性的搾取であったと報告し、回答者の68%は、汚名と支援の欠如のために警察に事件を通報しなかった。法的支援を受けている被害者のほとんどは、知的障害を持つ女兒であった。障害を持つ女性、特に視覚障害の女性は、事件を通報した時に警察に信じてもらえないことが度々あった。さらに、法的支援を提供している障害を持つ女性は、被害者がサヴァイヴァーに有用な支援を提供するその能力を疑う被害者の家族による汚名に直面した。支援を受けている被害者は、ほとんどが11歳から18歳の未成年であった。

20. 上記調査の結果に基づいて、Ms. Rotinsulu は、(a)政策を強化し変えること、(b)リファラール制度と包摂的なサーヴィス・プログラムを立案すること、(c)アクセスできる統合



された制度的関係を立案すること、(d)流行病中に通報メカニズムを強化すること、(e)生殖に関する権利と自分を守る能力の点で障害を持つ女性をエンパワーすること、(f)ジェンダーに基づく暴力事件のためのデータ収集制度を改善することを勧告した。

21. パネリスト全員が、障害を持つ女性と女兒に対する暴力の共通の特徴、つまり、そのような暴力が家庭の内外と施設内で起こること、犯人はしばしば、パートナー、家族、世話をしてくれる個人的支援者と専門家を含めた被害者の身近な縁者であること、性と生殖に関する権利を含め、その法的能力と身体的完結性と自治を否定する差別的な固定観念と法律が意思決定への平等な参画と司法へのアクセスを妨げ、このようにして暴力の危険を高めることを強調した。

### C. 国の代表者とオブザーヴァーによるステートメント

22. 障害を持つ女性と女兒は、その人権の実現に対するユニークで広がった障害に直面して、暴力と虐待を不相応に受け続けているという強い合意が発言者たちの間にあった。発言者の中には、特に遺棄、ネグレクト、搾取、強制、施設入所、強制的な医療介入に現れる障害を持つ女兒に対する広がった暴力について深い懸念を表明する者もあった。障害を持つ女兒の性と生殖に関する健康と権利へのアクセスの欠如が、強制避妊、中絶と不妊手術、性暴力と性的搾取を含め、暴力の事例を増やすこともある。障害を持つ女兒は、処女レイプ、幼児殺し、子ども結婚及び女性性器切除のような有害な慣行も不相応に受けた。発言者たちは、COVID-19の流行が、状況をかなり悪化させてきたことで合意した。

23. 発言者の中には、障害を持つ女性と女兒に特別な注意を払って、ジェンダーに基づく差別と女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃し、包摂的サービスを提供するために、包括的な法的・政策的枠組みと司法メカニズムが設置されるべきではないかと提案する者もあった。彼らは、法律執行機関とその他の公務員のための訓練モジュールに、障害者を含めた女性に対する暴力を防止する措置の統合、障害に基づいて、不妊手術のようなあらゆる形態の強制的な医療措置を禁じる法律の採択と改正のようないくつかの有望な慣行に言及した。関連法の採択と実施は、依然として、暴力を禁止し、障害を持つ女性と女兒に適切な保護を提供するカギである。

24. 発言者たちは、「障害者の権利に関する条約」と「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を含め、国際人権法の下での国の責務を想起し、これら条約を批准していないすべての国々に、これら条約の締約国となることを検討するよう要請した。この関係で、「女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスを防止し、闘うことに関する欧州会議条約(イスタンブール条約)」が欧州会議の非加盟国に、批准のための開かれていることが知らされた。

25. 発言者たちは、ジェンダーと障害に対応した変革的プログラムを開発するために、文分類データを収集する必要性を強調した。彼らは、この現象に対する正確な理解を妨げ、その根絶を損なう分類データの欠如に対処するよう、国々に要請した。障害を持つ女性と

女兒に加えられる暴力の程度は知られておらず、広がった通報不足と分類された統計の欠如のために様々であるかも知れない。コミュニケーションの障害が、障害に配慮しない加害者を明らかにする方法のように、証拠を集める方法がそうであるように、警察への事件の適切な通報を妨げていた。

26. 発言者たちは、防止と保護措置には、法律執行担当官と司法職員のためだけでなく、社会サービス職員と保健ケア職員と実践家、及び暴力の女性サヴァイヴァーのために働いているすべての人々のための専門の訓練プログラムが含まれることを勧告した。多くの発言者たちは、ジェンダーに基づく暴力の被害者がアクセスできるサービスを開発し、障害を持つケア提供者を含め、ケア提供者を訓練するよう国々に要請した。COVID-19の流行からの回復が、ジェンダーに対応したものであり、あらゆるレベルで障害の包摂を埋め込んだものであることが極めて重要である。発言者の中には、障害を持つ女性と女兒の権利を、戦争、紛争、人道災害を含め、緊急事態の備えと対応のための計画に統合することを勧告した者もあった。

27. 発言者たちは、ジェンダー平等と人権のための闘いの最前線で、障害を持つ女性と女兒が果たす役割を認め、施設、オンラインのスペース、地方の地域社会及び国際フォーラムでの変革を要請した。その貢献に敬意を表しつつ、発言者たちは、防止から被害者の保護、司法へのアクセス、救済策と補償、刑事責任免除との闘いに至るまで、ジェンダーに基づく暴力への対応の全サイクルを通して、障害を持つ女性と女兒の一層のさらなる意味ある参画を要請した。倫理的で、安全で、意味ある参画には、障害者の団体、特に女性と女兒が主導する団体への支援の提供と柔軟な複数年にわたる資金提供が必要であった。発言者の中には、LGBTIの女性と障害者のニーズと権利が認められ保護されることを保障し、その権利を扱っている団体を支援するために様々なステイクホルダーの間の対話を促進する必要性を強調した者もあった。

28. 発言者たちは、質の高い教育と生涯学習、生産的雇用とディーセント・ワーク、食料と栄養の安全へ保障への強化されたアクセスを通して障害を持つ女性と女兒のエンパワメントの重要性を認めた。エンパワメントの測定にも、その権利の侵害に対する補償を要求する権利と能力についての高い知識が必要である。障害を持つ女性と女兒には、道徳的で、心理的で、社会的で、健康と安全保障の支援がなければならない。障害者であろうとなかろうと、人に対する暴力を防止する際に包括的な性教育の良好な効果に言及して、発言者の中には、「女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力を促進する：障害を持つ女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止し、対応する」と題する人権理事会決議 47/15 にこの問題を含めることを提案した者もあった。

29. 発言者たちは、好事例を交換し、知識と経験を分かち合うことの重要性も強調した。特に開発途上国のために、人権責務の成就を促進するために、技術の交換と資金の動員を通して、国際協力を強化することを提案する者もあった。

30. 出席者から提起された問題は、障害を持つ女性と女兒が直面する重なり合う形態の差別への対処、暴力と施設入所の防止、サービスのアクセス可能性と包摂性、公的機関の能力を築く方法に関連する有望な慣行に言及していた。発言者たちは、プログラム、法律、政策の開発、女性と女兒に対する暴力を撤廃するための国際条約の採択の可能性、暴力のサヴァイヴァーである障害を持つ女性と女兒のための説明責任と補償措置をいかに強化するかをよりよく含める方法についても尋ねた。

#### D. パネリストの回答とまとめ

31. まとめの中で、Mr.Clyne は、障害を持つ女性と女兒のすべての権利を尊重し、保護し、成就するその責務に関して、国家の強力な再確認を述べた。彼は、否定的な固定観念の撤廃、分類データの収集、障害に特化したサービスの提供、意思決定への参画の必要性を含め、国家とオブザーヴァーによる介入の中で述べられた要点をいくつか強調した。彼は、被害者に対する説明責任と補償の重要性も強調した。

32. Ms. Plaez Narvaez は様々な国からの 有望な慣行をいくつか分かち合った。これらには、女性に関連する一般政策への障害者の視点の包摂に関する政府の役人と市民社会の代表者のためにグアテマラで国連人権高等弁務官事務所によって 2019 年に実施された訓練プログラム、直面する性暴力とジェンダーに基づく暴力に関する教育を通して、障害を持つ女性と女兒の人権と社会的包摂の推進に関する国連人口基金(UNFPA)の作業、フランスで障害を持つ女性と共に活動している市民社会団体によって設立されたもののような、暴力の悪影響を受けた障害を持つ女性と女兒のための電話ヘルプライン、障害者の強制的で同意を得ない不妊手術を禁止する 2020 年のスペインでの法改革、障害を持つ女性と女兒を繋げる非営利団体によって開催される "No esta sola" (「あなたは独りではない」) と題する毎週のウェビナーが含まれた。

33. Ms. Plaez Narvaez は 2 重の取組、つまり (a) 女性と子どものアジェンダの中で障害の問題に特別な注意を払うこと、(b) 彼女たち自身の団体を通して障害を持つ女性と女兒と直接協力することの重要性を強調した。国連フォーラムの中には、障害を持つ女性と女兒にまだアクセスできていないところもある。その完全なアクセスを保障できないことは、彼女たちを取り残し、「持続可能な開発目標」の達成を妨げるであろう。彼女は、会期---第 66 回会期---を初めてアクセスできるものにしたことに対して、女性の地位委員会を推奨した。

34. Ms. Kazakunova は、法律や政策の採択のみならず、障害者の権利の効果的尊重のためのメカニズムを設置することにより、それらを行動に変えることの重要性を強調した。中央アジアで、障害を持つ女性の地域ネットワークの設立のような前向きな手段もあった。彼女は、障害に関連する固定観念に関する 2019 年の調査、暴力のサヴァイヴァーである障害を持つ女性のための市民社会団体によって設立されたシェルター、障害を持つ性暴力の被害者のためのホットライン、独立した生活のための生活技術を開発することを目的とした障害を持つ女性のためのサマー・キャンプを含め、キルギスタンでの国レヴェルでの

努力の例に言及した。彼女は、障害を持つ女性の団体が直面する課題、つまり、国による資金提供と支援の欠如を指摘した。

35. まとめの中で、Ms. Rotinsulu は、国レベルで性暴力とジェンダーに基づく暴力を禁止する法律を制定し、国内・地域・国際基準と慣行を調和させ、流行病中に、性暴力とジェンダーに基づく暴力を扱う専門の事件のためのプロトコルを採択し、分類データを収集し、家庭内で性暴力とジェンダーに基づく暴力を扱う家庭の能力を築くよう国家に要請した。

### III. コロナウィルス病(COVID よう育-19)の流行からのジェンダーに平等な社会経済的回復

36. 二つ目のパネル討論会は、国連人権高等弁務官によって開会され、チリの女性とジェンダー平等大臣 Monica Zalaqueti Said による開会演説がこれに続いた。パネリストは、国連ウィメンのアジア太平洋地域事務局長、ウガンダのフェミニストであり開発実践家の Maria Alesi、ウクライナのジェンダー平等政府コミッショナーであり、欧州会議のジェンダー平等委員会副議長である Kateryna Levchenko であった。

#### A. 開会ステートメント

37. 開会の言葉の中で、高等弁務官は、世界での増加する不平等を強調した。これまでの数十年間、多くの国々の経済モデルは、不安定な雇用にますます頼り、公共サービスへの投資を減らし、累進課税の代わりに、富める者と大会社のための減税を優遇してきた。外国の負債が重荷となり、保健、社会保護、教育、生計の保護のための公共サービスへの投資に必要な財政スペースを多くの国々から奪ってきた。COVID-19 の流行によってさらに悪化した社会的・経済的不平等は、女性の経済的安全保障と衝撃に対するその強靭性を損なってきた。例えば、ラテンアメリカとカリブ海では、流行病が、女性の労働参加における 18 年以上の後退を促進してきた。ジェンダー平等の推進は、危機を克服するために不可欠であった。

38. 流行病は、女性の数が多い経済部門で最も強い衝撃を与え、女性は社会保護へのアクセスもほとんどなく、職と生計を失った非正規経済の労働者の大多数でもあった。そういった女性の多くは、人々の世話をし、食料を生産し、廃棄物を処理する家庭の稼ぎ手であり、重要な労働者であった。労働力への女性の参画は、男性よりも急速に減り続け、15 歳から 29 歳までの若い女性は、若い男性よりも労働市場や教室からいなくなる可能性が 3 倍以上であった。女性と女兒が流行病中に、雇用と生計と教育にとどまったり戻ったりすることを犠牲にして、ほとんどのケアのニーズを吸収していることを認めて、高等弁務官は、ケアへの女性の貢献の経済価値は、11 兆ドルまたは世界の総国内生産の 9% に等しいと述べた。しかし、無償のケア労働に対処する対応措置は乏しかった。

39. 高等弁務官は、回復努力におけるジェンダー平等の重要性を繰り返し述べ、事務総長

の「最高の野望: 人権のための行動の呼びかけ」を引用して、社会は、女性と男性がその生活に影響を与える政策策定に貢献して、政治的・経済的・社会的生活で意味ある役割を果たすことができる時により強く、強靱になることを強調した。しかし、女性は再び、意思決定から排除された。彼女は、ジェンダー平等における後退を止め、より包摂的で、正当で、繁栄する社会を建設するために回復努力の移行を要請した。この点で、彼女は、万人のための機会均等を生み出し、万人の権利と自由を尊重する新しい社会契約と新しい世界契約を要請する事務総長に加わった。

40. 高等弁務官は、人権の視点から、新しい社会契約に向けた具体的手段、つまり、(a)最大限利用できる資金が、保健ケア、社会保護及び教育のような最低限重要なレベルの経済的・社会的権利の享受のための必要な質の高い公共サービスに配分されることを保障すること、(b)有償・無償のケア労働の経済的価値を認めること、(c)家庭に女性の平等な権利と責任を保障し、ジェンダー不平等を強化する固定観念と慣行を撤廃すること、(d)重複し、重なりあう形態の差別に直面している女性の経済的安全保障を保護し、推進する回復努力を優先すること、(e)最も取り残されている者のために公正な累進課税政策を採択すること、(f)国際協力を通して、ジェンダーに対応した公共サービスと経済開発に投資する財政スペースを開放するために大きな負債の重荷を抱える国々を支援すること、(g)提案されている緊縮措置と負債管理の提案の人権のインパクトを評価すること、(h)市民のスペースと女性と女兒と多様なジェンダーを持つ人々の回復措置に関連する決定への参画を保護すること、及び(i)経済的・社会的・文化的権利を含め、人権侵害の場合に司法と効果的救済策へのアクセスがあることを保障することに向けた具体的手段を詳しく述べた。彼女は、人々と惑星のために健全で持続可能な未来を提供できる人権経済の建設を要請することにより締めくくった。

41. Ms. Zalawueti Said は、危機が女性たちに最も悪影響を与えたことを強調し、以前から存在していた格差を深めた、つまり(a)幽閉措置のために女性たちをドメスティック・ヴァイオレンスに対してより脆弱にした、(b)仕事の世界への女性の参画の激的な減少につながった、(c)無償労働の不平等な配分を増したことを強調することによって話を始めた。しかし、女性たちは、COVID-19 の対応において戦略的意思決定に平等にかかわらせられなかった。

42. Ms. Zalaquett Said は、世界の傾向と彼女の国の具体的状況とを比べることによって、これらの点を詳しく説明した。彼女は、女性の労働参加率を男性よりも5%多くして、世界的に1億1,400万の職を減らして、流行病が劇的な失業に繋がったことを指摘した。チリの場合、流行病に先立って、女性の労働参加は、歴史的な53.3%というピークに達していたが、これが2020年4月から6月にかけて41.2%に減少していた。無償のケア労働に関しては、世界的に、男性の11.7時間に比べて、女性はこの仕事に週当たり平均して28.7時間費やしていた。チリでは、平均して、女性は家事に男性よりも週当たり9.6時間多く費やし、育児には10.7時間多く費やしていた。同様に、3分の1以上の男性が、家事

には週当たり0時間費やし、50%以上の男性がケア活動をして0時間費やしていた。流行病に対応するために作られた国の機関における女性の数の少なさが、チリでは再現されてきた。

43. Ms, Zakaquett Said は、彼女の国でのあの心配なシナリオに対応するために払った努力を継続して分かち合った。女性・ジェンダー平等省は、回復政策の中で参加型の取組を明確にした。省は、暴力と健康、経済回復及びケアという重要なものと定義された3つの領域で危機に対処するための短期・中期的提案の開発と取り組む市民社会、学界、民間セクター及び政界からの女性の代表者より成る団体である COVID-19 女性会議を開催した。同じように、チリは、COVID-19 への対応におけるあらゆる決定にジェンダーの視点を組み入れるために、流行病に対する効果的行動を調整し、推進する目的で、横断的作業グループである COVID-19 社会的ラウンド・テーブルを結成した。

44. さらに、政府は、仕事の世界への女性の再統合を支援し、そのケア・ニーズに具体的な解決策を提供する一連の行動を実施してきた。そのような努力には、その報酬の一部を補助して、会社への女性の雇用と編入のためにジェンダーに重点を置いた雇用助成金、就学前の子どもに責任を持つ者の職と所得を保護することを求める子育て保護に関する法律、保健の緊急事態の状況で休業の延長より成る緊急産後休業が含まれた。Ms. Zalaquett Said は、普遍的育児法の開発のみならず、仕事への復帰を支援するための2歳未満の子どもの世話のための送金を女性に与える保護助成金にも言及した。政府によって払われつつあるもう一つの努力は、建設、鉱業、エネルギーのように、経済活性化のための特にカギとなる部門での女性の参画を高めるために、民間セクターとのパートナーシップを強化することであった。彼女は、ジェンダーの視点を持った社会的・経済的回復のための戦略を明らかにし、実施するために、緊急に、革新的方法で活動するよう国々に要請することによって締めくくった。

## B. プレゼンテーションの全体像

45. 国連ウィメンのアジア太平洋地域事務局長は、26年前に、フェミニストと活動家は女性の人権の視点が、隅から隅までその他の人権と同様に重要であることを鼓舞して、「北京宣言と行動綱領」の採択で歴史を生んだと述べた。「北京宣言と行動綱領」の公約は、今日まで継続し無償で鳴り響いた。COVID-19の勃発は、女性の権利の実現に対するほとんどあらゆる脅威を複雑化して、予期できない課題を呈した。例えば、流行病の前ですら、アジア太平洋諸国の女性の中には、有償労働の機会に明白なインパクトを与えて、毎日男性の11倍もの無償のケア労働をしてきたものもあるが、流行病が、この不平等を限界点にまで押し上げてきた。

46. 地域事務局長は、危機の中で機会を捉え、より良く立ち直るようすべてのステイクホルダーに要請した。彼は、平等な賃金、より良い職の保護、ケア労働の平等な配分を通し、ケア経済での対象を絞ったクレジットと投資を通したと女性の経済的包摂の改善の

重要性を強調した。彼は、直接的でもあり長期的でもある政策優先事項に重点を置くよう世界に要請した。直接的には、彼は、第一線の専門家も家庭で重要ではあるが無償労働を行っている者も含め、女性ケア労働者を保護する政策措置を提案した。そうするためには、それらケア労働者全員が、重要な労働者として認められ、職場での安全性に必要な条件と設備を保障されなければならない。彼は、家庭での非正規の無償のケア提供者を含め、ケア労働者の社会保護の範囲を拡大することも提案した。これには、低所得の女性と無職の非正規労働者のための現金の送金、有償のケア提供休業、第一線にいる女性のための柔軟な労働の選択肢と育児支援が必要であろう。しかし、アジア太平洋地域の政策対応となると、COVID-19の危機において無償のケアを支援する措置は乏しかった。この地域で取られた295の政策措置のうち、わずか25が無償のケアに対処し(措置総数の8%)、わずか29が女性の経済的安全保障に対処していた(措置総数の10%)。国連ウィメンによる調査によれば、東南アジア諸国連合(アセアン)加盟国の75のトップ会社の中で、わずか12社(16%)が、子どもまたはその他の扶養家族を世話する際に、被雇用者を支援するための政策または施設を有していることを示した。

47. 包摂的な回復のために、ケア労働の過小評価と不平等な配分を矯正するために、厳格なケア経済が生み出されなければならない。これには、(a)農山漁村と都会の格差を埋めるために電気へのアクセスを拡大するといったような、女性が無償のケア労働により少ない時間を費やすことを助ける基本的インフラへの投資、(b)公的なケアの提供を含め、雇用者が提供するケアまたは代替のケア提供モデルを後押しすることにより、市場を刺激し、リアル・エコノミーとしてケア・エコノミーを扱うこと、(c)ケア・エコノミーの中でより安定した、ディーセント・ワークの機会を生み出すことが必要であった。この点で、国連ウィメンは、ケア起業家が、アクセスでき、料金が手ごろで、質の高いケア・サービスを提供するのを助けるそのケア促進プログラムを開始した。ケア・エコノミーへの投資を倍増することは、2030年までに2億6,900万の職を加えることができ、政府の支援は、この事業を持続可能なものにするために必要とされるであろう。まとめの中で、地域事務局長は、回復努力が公正で、ジェンダーに対応し、包摂的であることの重要性を繰り返し述べた。彼は、ジェンダー平等とケア・エコノミーのために強力な多様なステイクホルダーの運動を要請した。

48. Ms. Levechenko は、ジェンダー平等が、社会のあらゆる領域での政府の政策の成功のための前提条件であると述べることにより話を始めた。彼女は、(a)人権とジェンダー平等への国際公約を支持すること、(b)あらゆるレベルの意思決定プロセスへの女性の参画を強化すること、(c)市民社会、特に女性とフェミニストの団体と協力すること、(d)政府の政策の開発と実施において多様なステイクホルダーの協力を確立し、強化することという公共政策にジェンダーを統合するための4つのカギとなる条件を強調した。彼女は、彼女の国によって取られる具体的行動に言及して、これらの点を詳しく説明した。

49. 国際公約に関して、ウクライナは、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する

条約」と「人権と基本的自由の保護条約(欧州人権条約)」を批准しており、「北京宣言と行動綱領」と安全保障理事会決議 1325(2000 年)を実施していた。ウクライナは、「ジェンダー平等のためのピアリッツ・パートナーシップ」と「世代間平等フォーラムの行動連合」にも加わっていた。意思決定への女性の参画の強化に関して、Ms. Levchenko は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に規定されているように一時的特別措置の重要性を強調した。ウクライナでは、2020 年の地方選で、40%のクォータ制が導入され、その結果、地方議会の中には、女性地方議員の代表者数が 8-10%から 30-35%にまで増加したところもあった。一時的特別措置は、国家企業の監督理事会における女性の代表者数を増やすと言った、経済領域でも適用できた。

50. 市民社会団体との協力の例として、Ms. Levchenko は、50 以上の参加市民社会団体で、「平等な権利、平等な機会」と題するプラットフォームを創設したことに言及した。多機関協力の役割に関しては、ウクライナは、国際パートナーや市民社会団体と密接に協力して、2030 年までに国内ジェンダー平等戦略を開発することにコミットしていた。同様の参加型取り組みが、女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議 1325(2000 年)を実施するための第二次国内行動計画の開発のために採択された。彼女は、ジェンダー平等を公共政策のあらゆる領域に統合するというウクライナの公約を繰り返し述べることによって締めくくった。

51. 序論の中で、Ms. Alesi は、ジェンダーに平等な回復のカギとなる柱は、ジェンダーに対応した資金提供であることを強調した。ジェンダーに対応した資金提供は、村にいる女性のための小規模プロジェクトにただ資金を提供することではなく、むしろ、不平等を生み出し強化する構造と制度を破壊することに重点を置いて、人権のレンズを通して資金提供することであった。

52. Ms. Alesi は、ジェンダーに平等な回復がどのように資金調達されるかを詳しく説明した。アフリカでは公的負債が 3,500 億ドルであり、ラテンアメリカでは 3 兆 3,000 億ドルであることを述べて、彼女は、国々に重い負債がある時、緊縮措置を課し、負債返済の祭壇で、公共サービスを犠牲にしなければならないと述べた。さらに、低・中所得国の負債の重荷を帳消しにすることは、ジェンダーに平等な回復を推進するための資金を開放することになる。

53. 第二に、資金提供は非正規セクターに関しては意図的でなければならない。現在、経済的回復計画の大多数は、そのような計画が非正規セクターを意図的に対象としてこなかったために、女性を排除していた。非正規セクターで働いている人々は、組織化されていないので到達が難しいという認識に対処して、Ms. Alesi は、そのような労働者は、しばしば異なった協会や集団へと自己組織し、各国政府は、もし独創的であるならば、そのような団体を通して彼らに到達できると述べた。女性の労働に関して生き延びてきた非正規セクターのための支援は、女性のための社会保護措置を伴わなければならない。



54. 第三に、Ms. Alesi は、累進課税体制を開発し、実施するよう各国に要請した。しばしば、逆進的である多くの国の税制は、大半が女性である低所得者に税の重荷を課し続けた。ウガンダでは、インターネットへのアクセスの経費を上げたインターネットへの12%の課税の導入のために、女性はジェンダーに平等な回復にとって極めて重要な情報と機会へのアクセスから排除された。富と所得への累進課税は、政府が女性をさらに周縁化せずに関税開発責務に応えるために資金を動員する手助けをするであろう。彼女は、国レベルのみならず、国際レベルでも、税制改革の必要性を強調した。

55. 第四に、経済回復は、市民のスペースの保護がなくては達成できなかった。ジェンダー平等な回復は、もし汚職、暴力、市民のスペースの侵食、市民社会行為者への弾圧が存在するならば、果たすことができなかった。もし政府に予算の支出に関連するものを含め、説明責任がなければ、いつでも社会的・経済的サービスの提供の崩壊があるだろうし、これが不相応に女性に悪影響を及ぼした。

56. 最後に、Ms. Alesi は、ジェンダーに平等な回復のために、ワクチンの正義の重要性を強調した。アフリカの人口のわずか0.78%が、COVID-19に対してワクチン接種され、多くの低・中所得国は、続けてアクセスが不十分であった。負債の重荷の否定的インパクトに気付いていながらも、世界銀行は、ワクチンを買いだめている国々に存在する会社からワクチンを購入するために重い負債を抱えている国々に信用枠を提供していた。彼女は、そのような慣行の不正な性質を強調し、ジェンダーに平等な回復のために重要な条件として、中・低所得国の女性のためにワクチンへのアクセスを保障することを要請した。

### C. 国の代表者とオブザーヴァーによるステートメント

57. 発言者の間に、COVID-19の流行が、ジェンダー平等における数十年の達成における重要な後退につながり、回復努力がジェンダー平等を保障し、ジェンダーに基づく差別からは自由で、すべての女性と女児のすべての人権を保護しなければならないという強い合意があった。ジェンダーに基づく暴力を撤廃し、女性と女児の性と生殖に関する健康と権利を保護し、ジェンダー・デジタル格差を撤廃し、女性と女児の持続可能で清潔なエネルギーへのアクセスを保障することは、女性と女児の経済的安全保障を確保し、今後の衝撃に対する彼女たちの脆弱性を減少させる土台であった。地域にわたる発言者たちは、性と生殖に関する健康と権利と女性と女児の身体的自治に関連するものを含め、ジェンダー平等と女性の権利に関する長年の国際基準に対する押し戻しに懸念を表明した。ジェンダーに基づく暴力、特にドメスティック・ヴァイオレンスと親密なパートナーからの暴力、子ども結婚、早期・強制結婚の増加についても懸念が表明された。

58. 発言者たちは、ジェンダーに平等な回復を保障するために、国内・地域・国際レベルで払われた努力を分かち合った。多くの国々は、国内開発計画にジェンダー平等を統合するのみならず、ジェンダー平等を推進することに重点を置いた国内戦略と政策を開発していた。非正規セクターで働き、特別な資金提供法またはジェンダーに対応した予算編成

の採択を通して、零細・中小企業を営んでいる女性を支援するためにも努力が払われつつあった。発言者の中には、意思決定に、市民社会団体と多様な背景を持つ女性の参画を促進するための多様なステイクホルダーのプラットフォームを創設する努力に言及した者もあった。またその他の発言者の中には、女性選挙候補者の対象を絞った能力開発のような一時的特別措置が、公的意思決定への女性の参画を促進するために用いられることを示した者もあった。国連機関は、国々とその他のステイクホルダーがジェンダーに対応した回復の達成に対する格差と障害を明らかにするのを助けるために開発されたツールと調査を分かち合った。

59. 多くの代表団は、自分たちの国の女性の経済的エンパワーメント、女性の人権の保護と推進、意思決定への女性と女児の参画の推進、COVID-19の流行からのジェンダーに対応した回復への公約を再確認した。さらに具体的には、代表団は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と安全保障理事会決議1325(2000年)を含め、ジェンダー平等と女性の権利に関する国際人権条約を支持するというそれぞれの国の公約並びに「世代間平等フォーラムの行動連合」の下で行った公約を繰り返し述べた。発言者たちは、アセアンによるCOVID-19の対応と回復プロセスにおけるジェンダー平等の優先、アフリカ連合による「女性の金融・経済包摂の10年」としての2020年から2030年の指定、デジタル技術で、女性と女児をエンパワーすることに捧げられた、フランス語圏国際機構のプログラムと会議、カリブ海共同体による包括的な地域ジェンダー平等戦略の開発、及び加盟国がジェンダー平等に貢献するプロジェクトに投資することを義務とした欧州連合の「回復と強靭性の促進」のような地域レベルでなされた公約にも言及した。

60. 発言者たちは、ジェンダーに平等な回復に向けた政策介入のためのいくつかの領域を提案した。それらには、分類データの収集と利用、ジェンダーに対応した社会保護、ジェンダーに平等な資源へのアクセス、「イスタンブール条約」の批准を通じたジェンダーに基づく暴力の防止と対応、性と生殖に関する健康と精神衛生を含めたユニバーサル・ヘルス・カヴァレッジ、女児と若い女性のための安全で質の高い包括的な教育、自治的な経済活動の基盤としてのデジタル技術への女性と女児のアクセス、女児のみならず若い女性を含めた女性のリーダーシップと政治参画の推進、差別的なジェンダー固定観念と社会規範を含めたジェンダー不平等の根本原因への対処及び刑事司法における正義とジェンダー平等への女性のアクセスの推進が含まれた。発言者たちは、年齢に基づく差別に直面している者、カーストに基づく差別に直面している者、農山漁村地域に住んでいる者及び障害を持つ者のような重なり合う形態の差別に直面している女性と女児に特別な注意が払われることを要請した。社会経済的回復の緊急性を女性と女児の権利を制限したり後退させたり、停滞させたりする言い訳として用いないよう国家に警告した者もあった。回復努力の中で、国連人権メカニズムの勧告を考慮に入れ、「世代間平等フォーラムの行動連合」に加わるようにとの呼びかけもなされた。

61. 発言者たちは、ジェンダーに対応した回復と女性と女児全体のエンパワーメントを保障

し、ジェンダー平等のためにケア・エコノミーを変革し、女性に対する経済的暴力を防止し、今後の危機のために強靭性を築くために必要なマクロとマイクロ経済措置を含めた要素についてパネリストたちに尋ねた。

#### D. パネリストのまとめ

62. まとめの中で、Ms. Levchenko は、COVID-19 流行の状況での回復計画を含め、ジェンダーに対応した政策を採用することの重要性を強調した。彼女は、公的生活でジェンダー平等を推進するために重要な4つの条件、つまり、①クォータ制のような一時的特別措置を用いることにより、意思決定への女性の参画を保障すること、②ジェンダーに基づく暴力の被害者及び周縁化された集団の女性と協力するものを含め、市民社会、特に女性の権利とフェミニスト団体と協力し、支援すること、③政府、市民社会、国際行為者の間の協働を通して女性の参画に関する戦略文書を開発すること、④女性の人権に対する国際公約を支持することを繰り返し述べた。

63. 出された質問に答えて、Ms. Alesi は、ワクチン・パスポートの強制の不公正な性質を強調した。アフリカの人々のほんのわずかな割合が COVID-19 のワクチンの投与を受けてきたが、国々の中にはすでに動物にワクチン接種を始めているところもあった。この点で、彼女は、ワクチン・パスポートはアフリカの人々を人間として認めことを拒否し、企業と国際社会での市民権を彼らに否定していることを強調した。彼女は、この慣行に対して集団で抗議するようアフリカ諸国と他の地域の中・低所得国に要請した。ジェンダーに対応した回復に向けたマクロ経済措置として、彼女は、15%の最低企業税率の世界基準にも反対するよう提案した。これは、多くの国々で既存の最低税率を下げ、特に低・中所得国からの流行病に対応するために必要な金銭の流出を認めること意味するであろう。このような慣行は、しばしば開発において最も取り残される低・中所得国の女性と女兒を結局はさらに排除するであろう。

64. 国連ウィメンのアジア太平洋地域事務局長は、流行病に対応するための多国間主義の重要性を強調した。彼は、ジェンダーに対応した回復を達成する最も野心的な枠組みとして、「北京宣言と行動綱領」の価値を繰り返し述べた。彼は、各国政府、市民社会、企業及び慈善・国際団体の間の「世代間平等フォーラム」を通して作られた最近の国際協力と経済的正義と権利に関するものを含め、「行動連合」の下でなされた大胆な公約を歓迎した。彼は、ケア・エコノミーを変革し、ディーセント・ワークと資源へのアクセスを拡大し、ジェンダー変革的なマクロ経済計画、予算改革、多様な女性と女兒のための刺激策を採用することにより、よりよく建て直すことを提案した。彼は、「ジェンダー平等フォーラムのアフリカ連合」に加わり、ジェンダー平等のための世界的運動にコミットするよう、すべてのステイクホルダーを招くことにより締めくくった。

以上